参考 1

## 規制改革推進会議 行政手続部会 委員·専門委員名簿 (令和元年7月29日時点)

(委員)

部会長 髙 橋 滋 法政大学法学部教授

部会長代理 安 念 潤 司 中央大学法科大学院教授

野 坂 美 穂 多摩大学経営情報学部専任講師

林 いづみ 桜坂法律事務所 弁護士

原 英史 政策工房代表取締役社長

(専門委員)

川 田 順 ー JXTG ホールディングス取締役副社長執行役員

國 領 二 郎 慶應義塾常任理事、慶應義塾大学総合政策学部教授

佐久間 総一郎 日本製鉄常任顧問

田 中 良 弘 新潟大学法学部准教授

堤 香苗 キャリア・マム代表取締役

濱 西 隆 男 尚美学園大学総合政策学部教授

ハ 剱 洋一郎 ワークスアプリケーションズ副社長執行役員

参考 2

## 行政手続部会における審議経過

# 1. 行政手続部会

### 第 I 期 (平成 28 年 9 月~平成 29 年 6 月)

<u> </u>	I 期(平成 28 年 9 月~平成 29 年 6 月)				
第1回	H28. 9. 20	・部会長代理指名			
		・部会の運営について			
		・規制・行政手続コストの削減にかかる経緯と現状			
		(1)「日本再興戦略 2016」における経緯等について			
		(2)諸外国における取組について			
		(3) 我が国における既存の取組について			
		・行政手続部会の進め方			
第2回	H28. 10. 3	・他部局における先行的取組の検討状況			
		・諸外国における行政手続コスト削減に向けた取組			
		・「規制・行政手続コスト」の考え方			
		・事業者ニーズの把握の進め方			
第3回	H28. 10. 20	・関係者からのヒアリング①			
第4回	H28. 11. 15	・関係者からのヒアリング②			
		(1) 日本司法書士会連合会			
		(2) 日本経済団体連合会			
		(3) 経済同友会			
		・関係省庁からのヒアリング(内閣官房IT総合戦略室)			
第5回	H28. 11. 21	・関係者からのヒアリング③			
		(1) 日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会			
		(2) 新経済連盟			
		(3) 日本貿易振興機構			
		(4) ビズシード株式会社、株式会社あきない総合研究所			
第6回	H28. 12. 13	・諸外国における取組と我が国の取組に向けた示唆			
		・関係者からのヒアリング結果の整理(事業者ニーズの把握関係)			
第7回	H28. 12. 20	・事業者ニーズの把握について			
		・事業者へのアンケート結果(事業者ニーズの把握関係)			
		・「規制・行政手続のコスト削減に関する意見募集」の結果			
		(事業者ニーズの把握関係)			
		・他部局における先行的取組の検討状況			
		・規制・行政手続コスト削減の重点分野、目標・手法の検討にあたっての論点			

第8回	H29. 1. 19	・事業者ニーズの取りまとめ
		・「重点分野」、「削減目標」、「計画的な取組の推進」についての考え方
		・関係省庁からのヒアリングについて
第9回	H29. 1. 30	・関係省庁からのヒアリング①
		(1)総務省
		(2)財務省
		(3)経済産業省
第 10 回	H29. 2. 2	・関係省庁からのヒアリング②
		(1)法務省
		(2)厚生労働省
		(3)国土交通省
第 11 回	H29. 3. 6	・取りまとめについて
第 12 回	H29. 3. 29	・取りまとめ
第 13 回	H29. 4. 6	・基本計画策定のための作業方針について
第 14 回	H29. 4. 17	・基本計画策定のための作業方針について
		・「行政への入札・契約に関する手続」の今後の進め方
		・「調査(統計調査以外)」の今後の進め方
第 15 回	H29. 5. 18	・「行政への入札・契約に関する手続」について
		・「調査(統計調査以外)」に関する取りまとめ(考え方)について
第 16 回	H29. 5. 25	・「行政への入札・契約に関する手続」に係る事業者団体からのヒアリング
		(日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、
		全国中小建設業協会)
		・「行政への入札・契約に関する手続」に係る関係省庁からのヒアリング
		(1)国土交通省
		(2)総務省
第 17 回	H29. 6. 5	・「行政への入札・契約に関する手続」に関するアンケート調査結果
		・「調査(統計調査以外)」の取りまとめ(案)について
第 18 回	H29. 6. 12	・「調査(統計調査以外)」の取りまとめ
		・入札・契約の手続の簡素化の取組の考え方(たたき台)及びその修正案
第 19 回	H29. 6. 19	・関係省庁からのヒアリング(内閣官房IT総合戦略室)
		・入札・契約の手続の簡素化の取組の考え方
第 20 回	H29. 6. 26	・入札・契約に関する取りまとめ(案)について

### 第Ⅱ期(平成29年7月~平成30年10月)

<u> </u>	<del>20 T / /]</del>	~平成 30 年 10 月)
第1回	H29. 8. 29	・行政手続部会の今後の進め方
		<ul><li>・重点分野に係る基本計画の点検のための検討チームの設置について</li></ul>
		・基本計画の概要について
第2回	H29. 9. 15	・基本計画について関係者からのヒアリング
		(1)日本経済団体連合会、経済同友会、新経済連盟
		(2)日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会
		(3) 全国社会保険労務士会連合会
第3回	H29. 10. 27	・鳥取県における行政手続コスト削減の取組
第4回	H29. 11. 20	・本人確認手続の簡素化について
第5回	H29. 12. 22	・行政への入札・契約に関する手続の簡素化について
		・関係省庁からのヒアリング(入札・契約に関する手続)
		物品・役務(総務省)
		建設工事・測量等(国土交通省)
		・独立行政法人の入札参加資格審査(物品・役務)について
第6回	H30. 1. 31	・中小企業・小規模事業者の行政手続の簡素化について
		・関係省庁からのヒアリング
		デジタル・ガバメント実行計画(内閣官房IT総合戦略室)
第7回	H30. 3. 9	・入札・契約手続の簡素化に関する対応方針について(関係省庁からのヒアリ
		ング)
		物品・役務(総務省)
		建設工事・測量等(国土交通省)
		・その他の確認事項について
第8回	H30. 5. 29	・平成 29 年度の取組のフォローアップ
		・行政手続コストの計測結果と削減見通し(最終版)
第9回	H30. 6. 11	・経済団体からのヒアリング(1)
		「行政手続コスト削減に向けて(見直し結果と今後の方針)」(平成 30 年 4
		月 24 日規制改革推進会議行政手続部会決定) についての意見 (新経済連盟、
		全国商工会連合会)
		・関係省庁からのヒアリング
		法人設立手続オンライン・ワンストップ化検討会とりまとめについて
		(内閣官房日本経済再生総合事務局)
		・関係省庁からのヒアリング
		重点分野「商業登記等」(法務省)

第 10 回	H30. 6. 25	・関係省庁からのヒアリング(経済産業省・環境省)			
		重点分野「営業の許可・認可に係る手続」(省エネ法と温暖化防止条例)			
		・経済団体からのヒアリング(2)			
		「行政手続コスト削減に向けて(見直し結果と今後の方針)」(平成 30 年 4			
		月24日規制改革推進会議行政手続部会決定)についての意見			
		(日本商工会議所、日本経済団体連合会)			
		・有識者からのヒアリング			
		行政手続コスト削減の経済的効果について (大和総研 溝端幹雄氏)			
		・専門委員からのヒアリング			
		行政手続のデジタル化に関する課題について(八剱専門委員)			
第 11 回	H30. 7. 9	・関係省庁からのヒアリング			
		重点分野「従業員の請求に基づく各種証明書類の発行」(就労証明書)			
		・関係省庁からのヒアリング			
		重点分野「営業の許可・認可に係る手続」(漁業法)			

## 第Ⅲ期 (平成 30 年 10 月~)

第1回   H30.10.17   ・経済団体からの意見について(各省からの回答) ・中小企業・小規模事業者の行政手続の簡素化について(補助金、社会保険) ・関係省庁からのヒアリング 「自治体戦略 2040 構想研究会」報告書について(総務省) ・			
・関係省庁からのヒアリング	第1回	H30. 10. 17	・経済団体からの意見について(各省からの回答)
「自治体戦略 2040 構想研究会」報告書について(総務省) ・ 就労証明書の書式統一・デジタル化について   関係名庁からのヒアリング   健康保険の性所変更について(厚生労働省)   JーL 1 Sの手数料負担について(総務省) ・ 関係名庁からのヒアリング   民泊サービスの推進について(観光庁、厚生労働省) - 個人事業主の事業系継(許認可)の簡素化について ・ 関係名庁からのヒアリング   民泊サービスの推進について(調防庁、環境名)   民泊サービスの推進について(消防庁、環境名)   民泊サービスの推進について(消防庁、環境名)   民泊サービスの推進について(消防庁、環境名)   民泊サービスの推進について(消防庁、環境名)   民泊サービスの推進について(消防庁、環境名)   関係名庁からのヒアリング   中小企業・小規模事業者を対象とする補助金について(経済産業省、内閣官房、文部科学名、厚生労働名)   関係合庁からのヒアリング   雇用関係助成金について(厚生労働名)   第5回			・中小企業・小規模事業者の行政手続の簡素化について(補助金、社会保険)
第2回			・関係省庁からのヒアリング
第2回       H30.10.22       ・関係省庁からのヒアリング 健康保険の住所変更について(厚生労働省) JーLISの手数料負担について(総務省)・ 関係省庁からのヒアリング 民泊サービスの推進について(観光庁、厚生労働省) ・個人事業主の事業承継(許認可)の簡素化について ・関係省庁からのヒアリング 民泊サービスの推進について ・関係省庁からのヒアリング 民泊サービスの推進について ・関係省庁からのヒアリング 中小企業・小規模事業者を対象とする補助金について(経済産業省、内閣官房、文部科学省、厚生労働省)・ 関係省庁からのヒアリング 雇用関係助成金について(厚生労働省) ・関係省庁からのヒアリング 雇用関係助成金について(厚生労働省)・ 関係省庁からのヒアリング 雇用関係助成金について(厚生労働省) ・関係省庁からのヒアリング を関係省庁からのヒアリング を対して(総務者、国土交通省、財務省)・ ・関係省庁からのヒアリング ・関係省庁からのヒアリング を対して・フェーア・プについて ・中小企業・小規模事業者を対象とする補助金について ・中小企業・小規模事業者を対象とする補助金について ・中小企業・小規模事業者を対象とする補助金について ・中小企業・小規模事業者を対象とする補助金について ・中小企業・小規模事業者を対象とする補助金について ・日本経済団体連合会からのヒアリング ・日本経済団体連合会がある見について ・日本経済団体連合会がある見について ・日本経済団体連合会がある見について ・日本経済団体連合会がある見について ・日本に対し、・			「自治体戦略 2040 構想研究会」報告書について(総務省)
### 健康保険の住所変更について(厚生労働省)			・就労証明書の書式統一・デジタル化について
JーLISの手数料負担について (総務省)   ・関係省庁からのヒアリング   民泊サービスの推進について (観光庁、厚生労働省)   ・個人事業主の事業承継 (許認可) の簡素化について   ・関係省庁からのヒアリング   民泊サービスの推進について   ・関係省庁からのヒアリング   民泊サービスの推進について   (消防庁、環境省、国土交通省、観光庁、厚生労働省)   ・関係省庁からのヒアリング   中小企業・小規模事業者を対象とする補助金について (経済産業省、内閣官房、文部科学省、厚生労働省)   ・関係省庁からのヒアリング   雇用関係助成金について (厚生労働省)   ・関係省庁からのヒアリング   個人事業主の事業承継について (厚生労働省)   ・関係省庁からのヒアリング   個人事業主の事業承継について (厚生労働省)   ・関係省庁からのヒアリング   人札・契約手続の簡素化・建設業法見直しの検討状況について (総務省、国土交通省)   ・基本計画のフォローアップについて   第7回   H31.1.11   ・中小企業・小規模事業者の長時間労働是正・生産性向上と人材確保に関する ワーキンググループについて   ・中小企業・小規模事業者を対象とする補助金について   第8回   H31.1.31   ・関係省庁からのヒアリング 個人事業主の事業承継について (国土交通省)   ・基本計画のフォローアップについて   ・中小企業・小規模事業者を対象とする補助金について   第7回   H31.1.31   ・関係省庁からのヒアリング 個人事業主の事業承継について (国土交通省)   ・日本経済団体連合会からのヒアリング 行政手続簡素化の取組に関する意見について	第2回	H30. 10. 22	・関係省庁からのヒアリング
・関係省庁からのヒアリング   民泊サービスの推進について (観光庁、厚生労働省)   ・個人事業主の事業承継 (許認可) の簡素化について   ・関係省庁からのヒアリング   民泊サービスの推進について (消防庁、環境省、国土交通省、観光庁、厚生労働省)   ・関係省庁からのヒアリング   中小企業・小規模事業者を対象とする補助金について (経済産業省、内閣官房、文部科学省、厚生労働省)   ・関係省庁からのヒアリング   雇用関係助成金について (厚生労働省)   ・関係省庁からのヒアリング   雇用関係助成金について (厚生労働省)   ・関係省庁からのヒアリング   個人事業主の事業承継について (厚生労働省)   ・関係省庁からのヒアリング   個人事業主の事業承継について (国土交通省、財務省)   ・関係省庁からのヒアリング   人・契約手続の簡素化・建設業法見直しの検討状況について (総務省、国土交通省)   ・基本計画のフォローアップについて (総務省、国土交通省)   ・基本計画のフォローアップについて (地務省、国土交通省)   ・基本計画のフォローアップについて (地別・単・ル規模事業者を対象とする補助金について (中小企業・小規模事業者を対象とする補助金について   ・日本経済団体連合会からのヒアリング   行政手続簡素化の取組に関する意見について (国土交通省)   ・日本経済団体連合会からのヒアリング   行政手続簡素化の取組に関する意見について (国土交通省)   ・日本経済団体連合会からのヒアリング   行政手続簡素化の取組に関する意見について (国土交通省)   ・日本経済団体連合会からのヒアリング   行政手続簡素化の取組に関する意見について (国土交通省)   ・日本経済団体連合会からのヒアリング   行政手続簡素化の取組に関する意見について (国土交通者)   ・日本経済団体連合会からのヒアリング   行政手続簡素化の取組に関する意見について (国土交通者)   ・日本経済団体連合会からのヒアリング   ・日本経済団体連合な   ・日本経済団体   ・日			健康保険の住所変更について (厚生労働省)
展泊サービスの推進について(観光庁、厚生労働省) ・個人事業主の事業承継(許認可)の簡素化について ・関係省庁からのヒアリング 民泊サービスの推進について (消防庁、環境省、国土交通省、観光庁、厚生労働省)  第4回			J-LISの手数料負担について(総務省)
・個人事業主の事業承継(許認可)の簡素化について			・関係省庁からのヒアリング
第3回			民泊サービスの推進について (観光庁、厚生労働省)
・関係省庁からのヒアリング   民泊サービスの推進について (消防庁、環境省、国土交通省、観光庁、厚生労働省)			・個人事業主の事業承継(許認可)の簡素化について
Right Ri	第3回	H30. 11. 5	・本人確認ガイドラインの検討状況について
第4回   H30.11.27   関係省庁からのヒアリング 中小企業・小規模事業者を対象とする補助金について(経済産業省、 内閣官房、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省)・関係省庁からのヒアリング 雇用関係助成金について(厚生労働省)   関係省庁からのヒアリング 個人事業主の事業承継について(厚生労働省)   関係省庁からのヒアリング 個人事業主の事業承継について(厚生労働省)   関係省庁からのヒアリング			・関係省庁からのヒアリング
第4回       H30.11.27       ・関係省庁からのヒアリング 中小企業・小規模事業者を対象とする補助金について(経済産業省、 内閣官房、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省)・ 関係省庁からのヒアリング 雇用関係助成金について(厚生労働省)         第5回       H30.12.11       ・関係省庁からのヒアリング 個人事業主の事業承継について(厚生労働省)         第6回       H30.12.14       ・関係省庁からのヒアリング 個人事業主の事業承継について(国土交通省、財務省)・ 関係省庁からのヒアリング 入札・契約手続の簡素化・建設業法見直しの検討状況について (総務省、国土交通省) ・基本計画のフォローアップについて ・ 中小企業・小規模事業者の長時間労働是正・生産性向上と人材確保に関する ワーキンググループについて ・ 中小企業・小規模事業者を対象とする補助金について         第7回       H31.1.11       ・関係省庁からのヒアリング 個人事業主の事業承継について(国土交通省) ・ 日本経済団体連合会からのヒアリング 行政手続簡素化の取組に関する意見について			民泊サービスの推進について
中小企業・小規模事業者を対象とする補助金について(経済産業省、 内閣官房、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省)・関係省庁からのヒアリング 雇用関係助成金について(厚生労働省)  第5回 H30.12.11 ・関係省庁からのヒアリング 個人事業主の事業承継について(厚生労働省)  第6回 H30.12.14 ・関係省庁からのヒアリング 個人事業主の事業承継について(国土交通省、財務省)・関係省庁からのヒアリング 人札・契約手続の簡素化・建設業法見直しの検討状況について (総務省、国土交通省) ・基本計画のフォローアップについて ・本計画のフォローアップについて ・中小企業・小規模事業者の長時間労働是正・生産性向上と人材確保に関する ワーキンググループについて ・中小企業・小規模事業者を対象とする補助金について ・中小企業・小規模事業者を対象とする補助金について 第8回 H31.1.31 ・関係省庁からのヒアリング 個人事業主の事業承継について(国土交通省) ・日本経済団体連合会からのヒアリング 行政手続簡素化の取組に関する意見について			(消防庁、環境省、国土交通省、観光庁、厚生労働省)
内閣官房、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省) ・関係省庁からのヒアリング 雇用関係助成金について(厚生労働省)  第5回   H30.12.11   ・関係省庁からのヒアリング 個人事業主の事業承継について(厚生労働省)  第6回   H30.12.14   ・関係省庁からのヒアリング 個人事業主の事業承継について(国土交通省、財務省) ・関係省庁からのヒアリング 入札・契約手続の簡素化・建設業法見直しの検討状況について (総務省、国土交通省) ・基本計画のフォローアップについて  第7回   H31.1.11   ・中小企業・小規模事業者の長時間労働是正・生産性向上と人材確保に関する ワーキンググループについて ・中小企業・小規模事業者を対象とする補助金について  第8回   H31.1.31   ・関係省庁からのヒアリング 個人事業主の事業承継について(国土交通省) ・日本経済団体連合会からのヒアリング 行政手続簡素化の取組に関する意見について	第4回	H30. 11. 27	・関係省庁からのヒアリング
・関係省庁からのヒアリング 雇用関係助成金について(厚生労働省)         第5回       H30.12.11       ・関係省庁からのヒアリング 個人事業主の事業承継について(厚生労働省)         第6回       H30.12.14       ・関係省庁からのヒアリング 個人事業主の事業承継について(国土交通省、財務省) ・関係省庁からのヒアリング 入札・契約手続の簡素化・建設業法見直しの検討状況について (総務省、国土交通省) ・基本計画のフォローアップについて ・中小企業・小規模事業者の長時間労働是正・生産性向上と人材確保に関する ワーキンググループについて ・中小企業・小規模事業者を対象とする補助金について ・中小企業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			中小企業・小規模事業者を対象とする補助金について(経済産業省、
雇用関係助成金について(厚生労働省)			内閣官房、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省)
第5回       H30.12.11       ・関係省庁からのヒアリング 個人事業主の事業承継について(厚生労働省)         第6回       H30.12.14       ・関係省庁からのヒアリング 個人事業主の事業承継について(国土交通省、財務省)・関係省庁からのヒアリング 入札・契約手続の簡素化・建設業法見直しの検討状況について (総務省、国土交通省)・基本計画のフォローアップについて ・基本計画のフォローアップについて ・中小企業・小規模事業者の長時間労働是正・生産性向上と人材確保に関する ワーキンググループについて ・中小企業・小規模事業者を対象とする補助金について         第8回       H31.1.31       ・関係省庁からのヒアリング 個人事業主の事業承継について (国土交通省) ・日本経済団体連合会からのヒアリング 行政手続簡素化の取組に関する意見について			・関係省庁からのヒアリング
(個人事業主の事業承継について(厚生労働省)  第6回 H30.12.14 ・関係省庁からのヒアリング			雇用関係助成金について(厚生労働省)
第6回       H30.12.14       ・関係省庁からのヒアリング 個人事業主の事業承継について(国土交通省、財務省)         ・関係省庁からのヒアリング 入札・契約手続の簡素化・建設業法見直しの検討状況について (総務省、国土交通省)       ・基本計画のフォローアップについて         第7回       H31.1.11       ・中小企業・小規模事業者の長時間労働是正・生産性向上と人材確保に関する ワーキンググループについて ・中小企業・小規模事業者を対象とする補助金について         第8回       H31.1.31       ・関係省庁からのヒアリング 個人事業主の事業承継について(国土交通省) ・日本経済団体連合会からのヒアリング 行政手続簡素化の取組に関する意見について	第5回	H30. 12. 11	・関係省庁からのヒアリング
個人事業主の事業承継について(国土交通省、財務省) ・関係省庁からのヒアリング 入札・契約手続の簡素化・建設業法見直しの検討状況について (総務省、国土交通省) ・基本計画のフォローアップについて ・中小企業・小規模事業者の長時間労働是正・生産性向上と人材確保に関する ワーキンググループについて ・中小企業・小規模事業者を対象とする補助金について ・中小企業・小規模事業者を対象とする補助金について ・日本経済団体連合会からのヒアリング 行政手続簡素化の取組に関する意見について			個人事業主の事業承継について(厚生労働省)
・関係省庁からのヒアリング	第6回	H30. 12. 14	・関係省庁からのヒアリング
入札・契約手続の簡素化・建設業法見直しの検討状況について (総務省、国土交通省)         ・基本計画のフォローアップについて         第7回       H31.1.11         ・中小企業・小規模事業者の長時間労働是正・生産性向上と人材確保に関するワーキンググループについて・中小企業・小規模事業者を対象とする補助金について         ・中小企業・小規模事業者を対象とする補助金について         第8回       H31.1.31         ・関係省庁からのヒアリング個人事業主の事業承継について(国土交通省)・日本経済団体連合会からのヒアリング行政手続簡素化の取組に関する意見について			個人事業主の事業承継について(国土交通省、財務省)
(総務省、国土交通省) ・基本計画のフォローアップについて  第7回 H31.1.11 ・中小企業・小規模事業者の長時間労働是正・生産性向上と人材確保に関する ワーキンググループについて ・中小企業・小規模事業者を対象とする補助金について  第8回 H31.1.31 ・関係省庁からのヒアリング 個人事業主の事業承継について(国土交通省) ・日本経済団体連合会からのヒアリング 行政手続簡素化の取組に関する意見について			・関係省庁からのヒアリング
- 基本計画のフォローアップについて  第7回 H31.1.11 ・中小企業・小規模事業者の長時間労働是正・生産性向上と人材確保に関する ワーキンググループについて ・中小企業・小規模事業者を対象とする補助金について  第8回 H31.1.31 ・関係省庁からのヒアリング 個人事業主の事業承継について(国土交通省) ・日本経済団体連合会からのヒアリング 行政手続簡素化の取組に関する意見について			入札・契約手続の簡素化・建設業法見直しの検討状況について
第7回       H31.1.11       ・中小企業・小規模事業者の長時間労働是正・生産性向上と人材確保に関するワーキンググループについて・中小企業・小規模事業者を対象とする補助金について         第8回       H31.1.31       ・関係省庁からのヒアリング 個人事業主の事業承継について(国土交通省)・日本経済団体連合会からのヒアリング 行政手続簡素化の取組に関する意見について			(総務省、国土交通省)
ワーキンググループについて         ・中小企業・小規模事業者を対象とする補助金について         第8回       H31.1.31       ・関係省庁からのヒアリング 個人事業主の事業承継について(国土交通省)         ・日本経済団体連合会からのヒアリング 行政手続簡素化の取組に関する意見について			・基本計画のフォローアップについて
・中小企業・小規模事業者を対象とする補助金について  第8回 H31.1.31 ・関係省庁からのヒアリング 個人事業主の事業承継について(国土交通省) ・日本経済団体連合会からのヒアリング 行政手続簡素化の取組に関する意見について	第7回	H31. 1. 11	・中小企業・小規模事業者の長時間労働是正・生産性向上と人材確保に関する
第8回 H31.1.31 ・関係省庁からのヒアリング 個人事業主の事業承継について(国土交通省) ・日本経済団体連合会からのヒアリング 行政手続簡素化の取組に関する意見について			ワーキンググループについて
個人事業主の事業承継について(国土交通省) ・日本経済団体連合会からのヒアリング 行政手続簡素化の取組に関する意見について			・中小企業・小規模事業者を対象とする補助金について
・日本経済団体連合会からのヒアリング 行政手続簡素化の取組に関する意見について	第8回	H31. 1. 31	・関係省庁からのヒアリング
行政手続簡素化の取組に関する意見について			個人事業主の事業承継について(国土交通省)
			・日本経済団体連合会からのヒアリング
・中小企業・小規模事業者を対象とする補助金について			行政手続簡素化の取組に関する意見について
			・中小企業・小規模事業者を対象とする補助金について

第9回	H31. 2. 13	・関係省庁からのヒアリング
		自動車保有関係手続に関するワンストップサービスの充実・拡充につい
		て(国土交通省)
		・関係省庁からのヒアリング
		食品衛生申請等システムについて(厚生労働省)
		・個人事業主の事業承継について
第 10 回	H31. 2. 26	・徳島県における行政手続コスト削減の取組
		飯泉徳島県知事によるプレゼンテーション
		・関係省庁からのヒアリング
		個人事業主の事業承継について(国土交通省)
		・関係省庁からのヒアリング
		中小企業・小規模事業者を対象とする補助金について
		(農林水産省、経済産業省)
第 11 回	H31. 3. 5	・関係省庁からのヒアリング
		保育所入所時の就労証明書作成手続の負担軽減について
		(内閣府、厚生労働省、事業者)
		・関係省庁からのヒアリング
		本人確認ガイドラインおよびデジタル手続法案について(内閣官房)
第 12 回	H31. 3. 11	・関係省庁からのヒアリング
		民泊サービスの推進について(観光庁、環境省、国土交通省、厚生労働省)
		・関係省庁からのヒアリング
		法人共通認証基盤等 (GビズID) の開発・展開について
		海外(シンガポール)における行政手続簡素化の取組について
		本人確認ガイドラインについて (追加説明)
		(経済産業省、内閣官房)
第 13 回	H31. 3. 19	・関係省庁からのヒアリング
		下請法に基づく調査について(公正取引委員会、中小企業庁)
		・関係省庁からのヒアリング
		重点分野「営業の許可・認可に係る手続」(省エネ法と温暖化防止条例等)
		(経済産業省、環境省)
	H31. 3. 25	・民間事業者によるIT技術を活用した行政手続簡素化等の取組について
		(株式会社グラファーからヒアリング)
		・関係省庁からのヒアリング
		重点分野「営業の許可・認可に係る手続」(警察庁、農林水産省)
第 14 回	H31. 3. 29	・関係省庁からのヒアリング
		重点分野「営業の許可・認可に係る手続」(国土交通省、金融庁)
第 15 回	H31. 4. 11	・民間事業者による IT 技術を活用した行政手続簡素化等の取組について
		(GVA TECH 株式会社)

		・関係省庁からのヒアリング
		重点分野「国税・地方税」
		規制改革実施計画「地方の書式・様式」(地方税関係)
		(財務省、総務省)
第 16 回	H31. 4. 16	・AI を活用した保育所入所審査の取組について(富士通株式会社)
		・関係省庁からのヒアリング
		書式・様式の統一(内閣府、総務省、厚生労働省)
		・関係省庁からのヒアリング
		重点分野「営業の許可・認可に係る手続」(厚生労働省)
	H31. 4. 23	・関係省庁からのヒアリング
		重点分野「営業の許可・認可に係る手続」(経済産業省)
		・関係省庁からのヒアリング
		重点分野「補助金の手続」(経済産業省、総務省)
第 17 回	R1. 5. 10	・関係省庁からのヒアリング
		重点分野「商業登記等」(法務省)
		・行政手続簡素化の取組に関する地方自治体への展開について
第 18 回	R1. 5. 14	・全国銀行協会からのヒアリング
		税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会 調査レポートについて
		・関係省庁からのヒアリング
		重点分野「営業の許可・認可に係る手続」(厚生労働省)
第 19 回	R1. 5. 21	・関係省庁からのヒアリング
		重点分野「社会保険に関する手続」(厚生労働省)
		・保育所入所時の就労証明書作成手続の負担軽減について
	R1. 6. 4	・関係省庁からのヒアリング
		重点分野「商業登記等」(法務省)
		・関係省庁からのヒアリング
		健康保険の住所変更、J-LIS の手数料負担について
		(厚生労働省、総務省)
第 20 回	R1. 7. 29	・関係省庁からのヒアリング
		重点分野「社会保険に関する手続」(厚生労働省)
		・関係省庁からのヒアリング
		保育所入所時の就労証明書作成手続の負担軽減について
		(内閣府、厚生労働省)
		・関係省庁からのヒアリング
		重点分野「商業登記等」(法務省)
		・行政手続部会取りまとめ(改定版)について

# 2. 行政手続部会第1検討チーム

第1回	H29. 9. 21	・関係省庁からのヒアリング
		重点分野「国税」及び「地方税」(財務省、総務省)
第2回	H29. 10. 5	・関係省庁からのヒアリング
		重点分野「社会保険に関する手続」(厚生労働省)
		・基本計画(営業の許可・認可に係る手続)の見直し方針について
第3回	H29. 11. 2	・関係省庁からのヒアリング
		重点分野「社会保険に関する手続」(厚生労働省)
		・「基本計画(営業の許可・認可に係る手続)の見直し方針」に対する各省庁
		からの回答の取りまとめ
第4回	H30. 1. 18	・関係省庁からのヒアリング
		重点分野「営業の許可・認可に係る手続」
		(警察庁、農林水産省、環境省、経済産業省)
第5回	H30. 2. 1	・関係省庁からのヒアリング
		重点分野「営業の許可・認可に係る手続」
		(金融庁、国土交通省、厚生労働省)
第6回	H30. 2. 21	・関係省庁からのヒアリング
		重点分野「社会保険に関する手続」(厚生労働省)
第7回	H30. 3. 15	・関係省庁からのヒアリング
		重点分野「営業の許可・認可に係る手続」
		(農林水産省、国土交通省、厚生労働省)
第8回	H30. 3. 27	・関係省庁からのヒアリング
		重点分野「営業の許可・認可に係る手続」(経済産業省、環境省)

# 3. 行政手続部会第2検討チーム

第1回	H29. 9. 19	・関係省庁からのヒアリング
		重点分野「従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行」
		(内閣官房IT総合戦略室、内閣府子ども子育て本部、厚生労働省)
		重点分野「従業員の労務管理に関する手続」
		(厚生労働省、国土交通省)
第2回	H29. 10. 3	・重点分野「補助金の手続」
第3回	H29. 10. 20	・重点分野「調査・統計に対する協力」
第4回	H29. 11. 30	・関係省庁からのヒアリング(調査・統計に対する協力)
		類似統計の集約・一本化(人事院「職種別民間給与実態調査」、国税庁 「民
		間給与実態統計調査」、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」)
		・「基本計画見直しの方針」(調査・統計に対する協力、補助金の手続)及び
		省庁ヒアリング(就労証明書、労務管理)に対する各省庁の回答について
第5回	H30. 2. 15	・関係省庁からのヒアリング
		重点分野「商業登記等」(法務省)
第6回	H30. 2. 20	・関係省庁からのヒアリング
		重点分野「調査・統計に対する協力」(類似統計の集約・一本化等)
		(人事院、厚生労働省)
		・関係省庁からのヒアリング
		重点分野「従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行」
		(内閣官房IT総合戦略室、内閣府子ども子育て本部、厚生労働省)
第7回	H30. 3. 23	・関係省庁からのヒアリング
		重点分野「商業登記等」(法務省)
		・重点分野「調査・統計に対する協力」(類似統計の集約・一本化等)

No.	事項名	規制改革実施計画の記載	取組状況及び今後の予定	実施時期	所管府省
1	認可保	施設型給付費等の請求(子ど		平成30年	
	育所等	も・子育て支援法 (平成 24 年	体向けセミナーの場を活用	度措置	
	の施設	法律第65号) 第27条・附則	し、セミナー終了後、各自治		
	型給付	第6条第1項) については、	体担当者との意見交換会を実		
	費等に	子ども・子育て支援新制度に	施。いただいた意見をもとに、		
	かかる	係る給付事務の実態等に関す	「特定教育、保育等に要する		
	加算 (調	る調査研究事業の結果等を踏	費用の額の算定に関する基準		
	整) 適用	まえ、市区町村及び事業者か	等の改正に伴う実施上の留意		
	申請・実	ら意見を聴きつつ、基本部分	事項について」(平成 28 年 8		
	績 報 告	に係る請求を含め、「特定教	月 23 日内閣府子ども・子育て		
	書	育、保育等に要する費用の額	本部統括官、文部科学省初等		
		の算定に関する基準等の改正	中等教育局長、厚生労働省雇		
		に伴う実施上の留意事項につ	用均等・児童家庭局長通知)		
		いて」(平成28年8月23日内	において示されている「施設		
		閣府子ども・子育て本部統括	型給付費等にかかる加算(調		
		官、文部科学省初等中等教育	整) 適用申請・実績報告書」に		
		局長、厚生労働省雇用均等·	ついて、電子計算機による作		
		児童家庭局長通知)において	成に適したファイル形式によ		
		示されている「施設型給付費	る電子データを作成。保育所		
		等にかかる加算(調整)適用	については基本分も含めた請		
		申請・実績報告書」について	求明細書を作成し、平成31年		
		必要な見直しを行い、平成31	3月に地方自治体に通知し		
		年4月分の請求から適用する	た。また、「施設型給付費等に		
		ことができるよう、市区町村	かかる加算(調整)適用申請・		
		に通知する。当該書式は、電	実績報告書」についても同年		
		子計算機による作成に適した	4月に、通知した。		
		ファイル形式による電子デー			
		タとする。			
2	自動車	a 自動車保管場所証明申請	平成30年4月に、都道府県	a:平成 30	警察庁
	保管場	(自動車の保管場所の確保等	警察に対し、申請者等がダウ	年措置	
	所証明	に関する法律 (昭和 37 年法律	ンロードして電子計算機によ		
	申請書・	第 145 号) 第 4 条第 1 項) 及	り作成可能な様式で自動車保		
	自動車	び自動車保管場所届出(同法	管場所証明申請書、自動車保		
	保管場	第5条) 並びに自動車の保有	管場所届出書及び添付書面		
	所届出	者が当該申請又は届出に係る	(以下「申請書等」という。)		
	書	場所を保管場所として使用す	を掲載するように指示し、同		
		る権原を有することを疎明す	年6月までに全ての都道府県		
		る書面(自動車の保管場所の	警察で掲載を完了した。		
		確保等に関する法律施行規則	また、同年7月に、都道府		
		(平成3年国家公安委員会規	県警察に対し、申請書等につ		
		則第1号)第1条第2項第1	いては、自動車の保管場所の		
		号) については、	確保等に関する法律施行規則		
		・都道府県警察が作成してい	(平成3年国家公安委員会規		
		る様式を電子計算機による作	則第1号。以下「規則」とい		
		成に適したファイル形式によ	う。) で定めた様式に記入すべ		
		る電子データでそれぞれの都	き事項が全て記入されている		

道府県警察のホームページに など、規則に定められた様式 掲載すること の申請書等であると認められ ・申請又は届出を受ける都道 る場合は自都道府県警察の様 府県警察以外のいずれの都道 式以外であっても受理すると 府県警察の様式であっても当 ともに、これについて、窓口、 該申請又は届出に使用するこ ホームページ等で広報するほ とができることを全ての都道 か、申請等を行う者の住所地 と自動車の使用の本拠の位置 府県警察のホームページに掲 載し、かつ、都道府県警察の が異なる理由を確認するため 申請又は届出に係る全ての窓 の書面の提出又は提示がない 口で周知すること ことを理由に不受理にするこ ・他の都道府県警察の様式で とのないようにするなど、申 申請又は届出が行われた場合 請等を行う者の負担を最小限 に抑えることについて通達し には、当該申請又は届出を適 切に受け付けて処理すること た。 さらに、平成30年4月及び ・申請又は届出を行う者の住 所と自動車の使用の本拠の位 平成 31 年4月に開催された 置が異なることについての理 全国交通安全施設,交通規制 由書は提出を求めないように 等担当者会議において、上記 通達が示達する内容と同旨の すること について、平成30年中に都道 指示を行ったところであり、 府県警察に通知する。 今後も全国会議等において、 警察署の窓口担当者に適切な 対応を徹底するよう、継続的 に指導する。 b 自動車保管場所証明申請に 平成 30 年 7 月及び平成 31 b, c: 平成 ついては、全国統一フォーマ 年2月に、OSSを全国展開 30 年度以 すべく、導入未定の府県警察 ットによるOSS(自動車保 降継続的 有関係手続のワンストップサ 担当者に対し、予算確保や導 に措置 ービス) を利用した電子的提 入計画に関して対面で指導・ 出が可能であり、これが可能 助言を実施する機会を設け な都道府県警察は、平成31年 た。引き続き、導入未定の府 度中に 43 都道府県警察に拡 県警察に対し、令和元年度以 大見込みであるが、残りの4 降の早期導入に向けた指導・ 府県警察についても早急に導 助言を継続する。 入するよう助言する。 c 自動車保管場所届出につい 自動車保管場所届出(軽自 b, c: 平成 ては、全国統一フォーマット 動車)へのOSSの利用拡大 30 年度以 によるOSSを利用した電子 のため、他の行政機関、軽自 降継続的 的提出が可能となるよう、関 動車検査協会等の関係機関と に措置 係省庁や団体と連携し、都道 の連絡会議に参加して今後の 府県警察で組織されるOSS 連携等を確認するとともに、 推進警察協議会において検討 OSS推進警察協議会に対し を行うよう指導する。 て、今後予定されるシステム 更改において対象手続の拡大 に対応できるよう、指導を実

施した。さらに今後も関係省 庁や団体と連携し、継続的に

			指導を実施する。		
3	競札資查書入加審請	競争入札参加資格審査申請 (地方自治法施行令(昭和22 年政令第16号)第167条の 5、第167条の5の2等)に ついては、地方自治体及び 業者における実態把握及び活 見聴取を踏まえ、地方自治体 における審査に最低限必を整 理して、標準書式の作成及び 電子入札システムにおける標 準化に向けて、平成30年度 に工程表を定めて検討を進める。	平成30年9月に「地方より 自治・・ロボステムの標準化及びAI・のでははる業化及びAIでのでは、 ではいるでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	平成30年度検討開始	総務省
4	納明交請争参格申証の申競札資査)	は、競争入札参加資格審査に 当たり証明が必要となる税目	競争入札参加資格申請書に 関する調査結果や工程表に基づく検討の状況を踏まえ、地 方自治体及び関係業界の意見 を聞きつつ検討。	平成30年度検討開始	総務省
5	保険契余様式	a 保険契約照会(地方税法第68条第6項等によりその例によるものとされる国税徴収法(昭和34年法律第147号)第141条)については、規制改革実施計画(平成26年6月閣議決定)に基づき、平成27年度に地方自治体間で構成する協議会(全国地方税務協議会)に検討を要請し作成された標準書式「契約内容の照会について(生命保険・共済用)」を使用するよう、地方自治体に助言するとともに、平成30年度中に地方自治体における普	平成31年1月24日に発出した事務連絡において、全地方自治体に対し、標準様式の使用を改めて要請した。また、当該様式の使用状況について、地方自治体に対して調査を実施したところ、現在使用している、または今後使用することを検討している地方自治体の割合は、都道府県で約7割、市町村で約5割となっており、さらなる利用の促進が必要。	a:平成 30 年度措置	総務省

		及状況の把握を行う。			
		b 地方自治体において当該書	 上記調査結果を踏まえて、	b: 標準書	
		式の使用が進まない場合は、	必要に応じ、実態把握や意見	式が普及	
		地方自治体及び生命保険協会	聴取、地方自治体に対する更	しない場	
		等における実態把握及び意見	松泉、地方自信体に対する史はなる要請を実施。	合に平成	
		聴取を踏まえ、促進策を検討	なる安明を天旭。	30 年度以	
6	給与等	する。 給与等照会 (地方税法第 68 条	 全国地方税務協議会に設置	降検討 平成30年	総務省
	照式	第6項等によりその例による ものとされる国税徴収法第 141条)については、地方自治 体間で構成する協議会(全国 地方税務協議会)に対し、平 成30年度中に地方自治体に 助言できるよう、事業者の意 見を聴取しながら標準的な書 式をとりまとめることを要請	されたワーキンググループ (平成30年度3回開催)でとりまとめた統一様式の使用について、平成31年1月24日に事務連絡を発出し、全地方自治体に要請。	度措置	
7		し、取りまとめが行われ次第、 速やかに地方自治体に助言する。当該書式については、電 子計算機による作成に適した ファイル形式による電子デー タとする。	<b>東光よ</b> ふ ル数仏亜きのみ	. 77. 44. 77.	ψΛ. <del>Σ</del> Φ. <b>/</b> Ιν
7	個 人 事 業税・自	a 個人事業税、自動車税、軽 自動車税、不動産取得税、固	事業者から比較的要請の強い固定資産税(償却資産)に	a:平成 30 年度検討	総務省
	動車税・	定資産税及び都市計画税の納	ついて、一般財団法人資産評	中 及 機 的 開 始 、結	
	軽自動	付については、平成30年度か	価システム研究センターの償	論を得次	
		ら、地方自治体及び事業者に	却資産課税のあり方に関する	第速やか	
	動産取	おける実態把握及び意見聴取	調査研究委員会(平成30年度	に措置	
	得税・固	を踏まえ、全国統一フォーマ	4回開催)の報告を踏まえ、	(二)日匝	
	定資産	ットによる納税通知書及び課	今年度、まずは電子申告の機		
	税・都市	税明細書の電子的な送信並び	能向上を検討しつつ、電子納		
	計画税	に電子納付が可能となるシス	税の導入に向けた検討を行う		
	の納税	テムの導入に向けて、関連す	予定。		
	通知書・	るシステムの整備・改修時期	• / <u>•</u> 0		
	納付書	を見据え、事業者の負担が大			
	等	きい税目を考慮して、優先順			
	•	位を付けて検討を進める。			
		b あわせて、口座振替、コン	平成 31 年 1 月 24 日に発出	b:平成 30	
		ビニ納付、クレジットカード	した事務連絡において、全地	年度以降	
		納付等の普及促進を図ってい	方自治体に対して、口座振替、	継続的に	
		くことで、紙の納付書の使用	コンビニ納付、クレジットカ	措置	
		が減るよう努める。	ード納付の活用等の納税環境		
			整備を要請。		
8	自動車	自動車税及び自動車取得税に	47都道府県が出席するOS	平成 30 年	総務省
	477 T-121	係る申告については、全国統	S都道府県税協議会や該当団	度以降継	
1	税・自動	いのよりにつくては、王国心		~ 5/17/1E	
	机·自動 車 取 得	ーフォーマットによるOSS	体に出向き、導入を依頼済み。	続的に措	

	告書	ストップサービス)を利用し	1 県については令和元年度中		
		た電子的提出が可能であり、	に稼働予定。		
		これが可能な都道府県は、平			
		成 31 年度中に 43 都道府県に			
		拡大見込みであるが、残りの			
		4 府県についても早急に導入			
		するよう助言する。			
9	事業所	a 事業所税並びに法人の都道	平成 31 年 1 月 25 日に発出	a:平成 30	総務省
	税•法人	府県民税及び市町村民税に係	した事務連絡において、全地	年度以降	
		る申告については、全ての地	方自治体に対して、eLTAXの利用の特別では、fXT	継続的に	
	府県民	方自治体において全国統一フ	用促進及び事業者団体、税理	措置	
	税・法人の事品	オーマットによる eLTAX を利用した電子的提出が可能でき	士会等への働きかけを要請。		
	の市町村民税	用した電子的提出が可能であ り、その活用に向けて、地方			
	が民祝の申告	自治体に助言するとともに、			
	書・納付	事業者団体、税理士会等に働			
	書	きかけを行う。			
	Ħ	b 事業所税並びに法人の都道		b:平成 31	
		府県民税及び市町村民税の納	年 10 月の電子納付に対応で	年10月措	
		付については、平成 31 年 10	きるよう、地方税共通納税シ	置	
		月に全国統一フォーマットに	ステムを開発中。		
		よる電子納付が可能となる共			
		通電子納税システムを導入す			
		る。			
10	法人設	a 法人設立等の届出(地方税	令和元年9月からの一元的	a:平成 31	総務省
	立等届	法第317条の2第8項) につ	な電子的提出が可能となるよ	年9月措	
	出書	いては、eLTAXシステムを改修	う、eLTAXを改修中。	置(助言	
		して、平成31年9月から全国	電子的提出に対応していな	は平成 30	
		統一フォーマットによる複数の地大自治体。の一声的な家	い3地方自治体は昨年度中に対応する年	年度以降	
		の地方自治体への一元的な電子的提出を可能とする。電子	対応。残る地方自治体も今年 度中に対応。	継続的に 措置)	
		サ が 促出 を 引能 こ り る。 電子 的 提出 に 対応 して いない 4 地	及中心外心。 	1日旦/	
		方自治体に対して、早急にこ			
		れに対応するよう助言する。			
		b また、平成31年度中に国及	国税当局との電子的提出の	b:平成 31	
		び複数の地方自治体への一元	一元化は、令和2年3月の開	年度措置	
		的な電子的提出も可能とす	始に向けて、国税庁や地方税	·	
		る。	共同機構と連携してシステム		
			改修の詳細を調整中。		
11	給与支	給与支払報告に係る給与所得	平成 31 年 1 月 25 日に発出	平成30年	総務省
	払報告・	者異動届出書(地方税法第317	した事務連絡において、全地	度以降継	
	特別徴	条の6第2項)及び特別徴収	方自治体に対して、eLTAXの利用に対する	続的に措	
	収に係	に係る給与所得者異動届出書	用促進及び事業者団体、税理	置	
	る給与	(同法第 321 条の 5 第 3 項)	士会等への働きかけを要請。		
	所得者	については、全ての市区町村			
	異動届	において全国統一フォーマッ			
	出書	トによる eLTAX を利用した電			
		子的提出が可能であり、その			

		<b>₩</b>			
		活用に向けて、市区町村に助			
		言するとともに、事業者団体、			
		税理士会等に働きかけを行			
		<u>5</u> .			t 11 = 11 . 15
12	給与支	給与支払報告書(地方税法第	平成 31 年 1 月 25 日に発出	平成 30 年	総務省
	払報告	317条の6第1項) について	した事務連絡において、全地	度以降継	
	書(総括	は、全ての市区町村において	方自治体に対して、eLTAXの利	続的に措	
	表)	全国統一フォーマットによる	用促進及び事業者団体、税理	置	
		eLTAX を利用した電子的提出	士会等への働きかけを要請。		
		が可能であり、その活用に向			
		けて、市区町村に助言すると			
		ともに、事業者団体、税理士			
	dia mai did	会等に働きかけを行う。	A 11 1 - 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	<b>—</b> 5	/ n →/ · · · l >
13	特別徴	a 特別徴収税額通知書(地方	全地方団体対象の eLTAX 全		総務省
	収税額	税法第 321 条の 4 第 1 項/特	国説明会(7月~9月)にお		
	通知書	別徴収義務者用)については、	いて電子化への働きかけを実	措置	
		eLTAX を利用した電子的通知	施。また、平成31年1月24		
		が可能であり、電子署名を行	日に発出した事務連絡におい		
		った電子的通知に対応してい	て、地方団体に対し、電子化		
		ない市区町村に対しては、こ	の積極的かつ早急な導入を要		
		れに対応するよう、平成30年	請。		
		度上期中に、対応時期に係る			
		進捗目標を定めて、助言する。	<b>最フ始深をあわれり</b> を力は	1.77 + 00	
		b 特別徴収税額通知書(納税	電子的通知の実現に向け、	b:平成 30	
		義務者用)については、引き	地方団体、関係機関及び企業	年度検	
		続き、全ての市区町村における eLTAX を利用した電子的通	担当者を交えて、実務上の課 題及びその対応策について検	計・結論、	
		知の実現に向けて検討し、結	超及いての対応界について快    討中。	結論を得次第速や	
		和の美苑に向けて懐酌し、相   論を得る。検討に当たっては、	削牛。	がに措置	
		市区町村間での取扱いに差異		ハーバー・打印	
		が生じないよう留意する。			
14	特別徴	特別徴収への切替申出(地方	平成 31 年 1 月 25 日に発出	平成 30 年	総務省
14	収切替	税法第 321 条の 4 第 5 項) に	一十成 51 年1万 25 日に発出   した事務連絡において、全地	度以降継	秘伤自
	申出書	祝伝第 321 米の4 第 3 項)に ついては、全ての市区町村に	方自治体に対して、eLTAXの利	浸め降極 続的に措	
	中山音	おいて全国統一フォーマット	用促進及び事業者団体、税理	が切りに指	
		による eLTAX を利用した電子	対に進及び事業有団体、祝達   士会等への働きかけを要請。	匡.	
		的提出が可能であり、その活	工云寺への側さかりを安萌。 		
		用に向けて、市区町村に助言			
		するとともに、事業者団体、			
		税理士会等に働きかけを行			
		が、上五寺に関さかりを17 う。			
15	危険物	。   危険物仮貯蔵・仮取扱の承認	<u>□</u> 各消防本部の書式を参考と	平成 30 年	総務省
10	仮貯蔵・	申請(消防法(昭和23年法律	ひた上で、標準様式案(「申請	度措置	小心4方7日
	仮取扱	第 186 号) 第 10 条第 1 項ただ	様式例」、「記入要領」及び「記	/文11日 巨	
	承認申	し書)については、全国消防	入例」で構成。)を作成。当該		
	計書	長会等及び事業者における実	書式案につき、昨年11月から		
	바타 目	態把握及び意見聴取を踏ま	12月にかけて全国消防長会危		
		え、標準書式を作成し、平成	険物委員会委員の所属する消		
		た、			

	ı				1
		30年度中に地方自治体(消防本部及び消防署)に通知する。当該書式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。	防本部にアンケートを実施し、その結果を踏まえ修正室長名で都道府県、東京消防を実施で都道府県、東京消防を指定都市別では、大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大		
16	危保督任書物監選出	危険物保安監督者選任の届出経 を監督があるとというでは、 を証明するが、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは	各消防本部の書式を参考書 表消防本部の書式を参考書 表にで、標準様式、「記入要領」及び、「記入例」で構成。)を作年11月長式のの書式に対ける。)を作成1月長すを作成1月長すを12月を12月を12月を12月を12月を12月を12月を12月を12月ででは12月ででは12月ででは12月ででは12月ででは12月でで12月でで	平成30年度措置	総務省
17	卸売度医器売び販高理機販及与	a 卸売販売業の許可申請(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第145号)第34条)及び高度管理医療機器等販売業及び貸与業の許可申請(同法第39条)	当該書式について、Word・PDF 形式の電子データで厚生 労働省のホームページ(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iyakuhin/newpage_00843.html)に平成30年1月31日	a:平成 30 年度上期 措置	厚生労働 省

業の許 可申請 書•変更 等届出 書、薬局 開設の 変更等 届出書

並びに薬局開設の変更等届出 (同法第 10 条)、卸売販売業 の変更等届出(同法第38条) 及び高度管理医療機器等販売 業及び貸与業の変更等届出 (同法第40条) については、 平成 30 年度上期中に、医薬 品、医療機器等の品質、有効 性及び安全性の確保等に関す る法律施行規則(昭和36年厚 生省令第1号) に規定されて いる様式第86号「卸売販売業 許可申請書」及び様式第87号 「高度管理医療機器等販売 業・貸与業許可申請書」並び に様式第6号「変更届書」及 び様式第8号「休止・廃止・再 開届書」を電子計算機による 作成に適したファイル形式に よる電子データで厚生労働省 のホームページに掲載し、当 該様式で申請又は届出が行わ れた場合には、当該申請又は 届出を適切に受け付け、当該

に掲載。

平成 30 年 2 月 27 日開催の 全国薬務関係主管課長会議及 び平成 30 年 9 月 21 日開催の 全国薬務主管課長協議会に て、当該様式で申請又は届出 が行われた場合には、当該申 請又は届出を適切に受け付 け、当該申請又は届出を行っ た者に、その後の処理を含め、 不利益を与えることがないよ うにするよう地方自治体に周 知した。

b 当該申請又は届出に添付す る必要がある書類について は、地方自治体及び事業者に おける実態把握及び意見聴取 を踏まえ、統一が可能なもの について標準書式を作成し、 平成 30 年度中に地方自治体 に通知する。当該書式は、電 子計算機による作成に適した ファイル形式による電子デー タとする。

申請又は届出を行った者に、 その後の処理を含め、不利益 を与えることがないようにす るよう地方自治体に助言す

> 申請書等の添付書類につい b:平成30 て、地方自治体の実態把握を 行い、多くの自治体にて様式 に差が見受けられる「診断書」 について標準書式を作成する こととし、診断を受けた業務 を行う役員の情報、診断項目 及び内容、診断年月日、医療 機関情報、医師の氏名等の診 断書に必要な情報を盛り込ん だ書式を作成した。

この標準書式については、 平成31年3月29日付事務連 絡「行政手続の簡素化につい て(協力依頼)」にて地方自治 体に周知した。また、電子計 算機による作成に適したファ イル形式による電子データで 厚生労働省のホームページ 年度措置

	r				
			(https://www.mhlw.go.jp/s		
			tf/seisakunitsuite/bunya/k		
			enkou_iryou/iyakuhin/newpa		
			ge_00843.html) に掲載した。		
18	毒物劇	a 毒物劇物一般販売業の登録	当該書式について、Word・	a:平成 30	厚生労働
	物一般	申請(毒物及び劇物取締法(昭	PDF 形式の電子データで厚生	年度上期	省
	販 売 業	和 25 年法律第 303 号) 第 4 条	労働省のホームページ(https	措置	
	の登録	第3項)及び毒物劇物一般販	://www.mhlw.go.jp/stf/seis		
	申請書・	売業の変更等届出(同法第 10	akunitsuite/bunya/kenkou_i		
	変更等	条) については、平成30年度	ryou/iyakuhin/newpage_0084		
	届出書	上期中に、毒物及び劇物取締	3.html)に平成30年8月10日		
		法施行規則 (昭和 26 年厚生省	に掲載。平成30年2月27日		
		令第4号) に規定されている	開催の全国薬務関係主管課長		
		別記第2号様式「毒物劇物一	会議及び平成 30 年 9 月 21 日		
		般販売業・農業用品目販売業・	開催の全国薬務主管課長協議		
		特定品目販売業登録申請書」	会にて、当該様式で申請又は		
		及び別記第 11 号様式「変更	届出が行われた場合には、当		
		届」を電子計算機による作成	該申請又は届出を適切に受け		
		に適したファイル形式による	付け、当該申請又は届出を行		
		電子データで厚生労働省のホ	った者に、その後の処理を含		
		ームページに掲載し、当該様	め、不利益を与えることがな		
		式で申請又は届出が行われた	いようにするよう地方自治体		
		場合には、当該申請又は届出	に周知した。		
		を適切に受け付け、当該申請	· ·		
		又は届出を行った者に、その			
		後の処理を含め、不利益を与			
		えることがないようにするよ			
		う地方自治体に助言する。			
		b 当該申請又は届出に添付す	申請書等の添付書類につい	b:平成 30	
		る必要がある書類について	て、地方自治体の実態把握を	年度措置	
		は、地方自治体及び事業者に	行い、多くの自治体にて様式	, , , , , , ,	
		おける実態把握及び意見聴取	に差が見受けられる「診断書」		
		を踏まえ、統一が可能なもの	について標準書式を作成する		
		について標準書式を作成し、	こととし、責任者の情報、診		
		平成 30 年度中に地方自治体	断項目及び内容、診断年月日、		
		に通知する。当該書式は、電	医療機関情報、医師の氏名等		
		子計算機による作成に適した	の診断書に必要な情報を盛り		
		ファイル形式による電子デー	込んだ書式を作成した。		
		タとする。	この標準書式については、		
			平成31年3月29日付事務連		
			絡「行政手続の簡素化につい		
			て(協力依頼)」にて地方自治		
			体に周知した。また、電子計		
			算機による作成に適したファ		
			イル形式による電子データで		
			厚生労働省のホームページ		
			(https://www.mhlw.go.jp/s		
			tf/seisakunitsuite/bunya/k		
L	l		, zolzanani obal oo, banja, k		

	<u> </u>				
			enkou_iryou/iyakuhin/newpa		
			ge_00843.html) に掲載した。	_	
19	麻薬小	a 免許を受けている麻薬小売	当該書式について、地方自	a:平成 30	
	売業者	業者の役員の変更届出(麻薬	治体の実態把握を行い、標準	年度措置	省
	の役員	及び向精神薬取締法 (昭和 28	書式を作成した。	(省令で	
	の変更	年法律第14号)第3条第3項	作成した標準書式について	規定する	
	届出書	第7号) については、地方自	は、平成31年3月29日付通	ことは平	
		治体及び事業者における実態	知「麻薬小売業者の役員の変	成 30 年度	
		把握及び意見聴取を踏まえ、	更届出書等について」にて地	以降速や	
		標準書式を作成し、平成30年	方自治体に通知した。また、	かに措	
		度中に地方自治体に通知す	電子計算機による作成に適し	置)	
		る。当該書式は、電子計算機	たファイル形式による電子デ		
		による作成に適したファイル	ータで厚生労働省のホームペ		
		形式による電子データで厚生	ージ (https://www.mhlw.go.		
		労働省のホームページに掲載	jp/stf/seisakunitsuite/bun		
		するとともに、その後速やか	ya/kenkou_iryou/iyakuhin/n		
		に麻薬及び向精神薬取締法施	ewpage_00843.html)に掲載し		
		行規則(昭和28年厚生省令第	た。		
		14 号)で規定する。	今後、速やかに麻薬及び向		
			精神薬取締法施行規則(昭和		
			28 年厚生省令第 14 号) で規		
			定する。		
		b 当該届出に添付する必要が	届出書の添付書類につい	b, c: 平成	
		ある役員の診断書について	て、地方自治体の実態把握を	30 年度措	
		は、地方自治体及び事業者に	行い、多くの自治体にて様式	置	
		おける実態把握及び意見聴取	に差が見受けられる「診断書」		
		を踏まえ、標準書式を作成し、	について標準書式を作成する		
		平成 30 年度中に地方自治体	こととし、診断を受けた業務		
		に通知する。当該書式は、電	を行う役員の情報、診断項目		
		子計算機による作成に適した	及び内容、診断年月日、医療		
		ファイル形式による電子デー	機関情報、医師の氏名等の診		
		タで厚生労働省のホームペー	断書に必要な情報を盛り込ん		
		ジに掲載する。	だ書式を作成した。		
			作成した標準書式について		
			は、平成 31 年 3 月 29 日付通		
			知「麻薬小売業者の役員の変		
			更届出書等について」にて地		
			方自治体に通知した。また、		
			診断書の標準書式について		
			は、電子計算機による作成に		
			適したファイル形式による電		
			子データで厚生労働省のホー		
ļ			ムページ (https://www.mhlw.		
			go. jp/stf/seisakunitsuite/		
ļ			bunya/kenkou_iryou/iyakuhi		
	1				
I			I N/Newnage DOX43 nimii 🖟 🚧		
			n/newpage_00843.html) に掲載した。		

	T			1	
		わない役員について診断書の	役員の範囲について、平成31	30 年度措	
		添付を不要とすることについ	年3月29日付通知「「麻薬取	置	
		ては、診断書の添付が不要と	扱者の免許申請について(通		
		なる役員の範囲を明確にし	知)」の一部改正について」に		
		て、平成30年度中に地方自治	て、明確にして地方自治体に		
		体に通知する。	通知した。		
20	生活保	生活保護の決定・実施に係る	「生命保険会社に対する調	平成30年	厚生労働
	護の決	照会(生活保護法(昭和25年			省
	定•実施	法律第 144 号) 第 29 条) につ	=		
		いては、平成30年度中に、「生	援護局保護課長通知)の遵守		
	照会文		について、平成31年3月6日		
	書	施について」(平成27年2月	に開催した生活保護関係全国		
		13 日厚生労働省社会・援護局	係長会議において改めて周知		
		保護課長通知)を地方自治体	している。		
		に通知その他の方法で周知す	している。   地方自治体が要望する保護		
		る。当該周知に当たっては、	申請日を調査日として指定し		
		-	中間日を調査日として相足し  た上での生命保険会社への照		
		「調査日の指定」ができるよ	, , , , , ,		
		うな書式にすることを含め、	会については、生命保険会社		
		地方自治体及び生命保険協会	の現行システムでは対応困難		
		等と協議の上、必要に応じ、	であり、改修には多額の費用		
		見直しを行う。当該書式は、	を要する。このため、保護の		
		電子計算機による作成に適し	要否や保護費の額について		
		たファイル形式による電子デ	は、保護申請日時点の状況で		
		ータとする。	はなく、生命保険会社や金融		
			機関が回答する時点の状況を		
			基に決定して差し支えない旨		
			を、平成 31 年 3 月 29 日に各		
			自治体に示した。		
			また、調査日の指定とは別		
			に、事務の負担軽減と迅速化		
			の観点から、要保護者の資産		
			調査について、従来生命保険		
			会社への照会に当たって必須		
			としていた本人同意書の写し		
			の添付を省略する取扱いと		
			し、これに伴い、照会様式に		
			本人から同意をもらっている		
			旨を付記できるようにシステ		
			ムを改修する予定であり、シ		
			ステム改修経費を平成 30 年		
			度第2次補正予算に計上し		
			た。		
21	指定訪	指定訪問介護事業者、指定訪	「指定居宅サービス事業	平成 30 年	厚生労働
	問介護	問看護事業者、指定通所介護	所、介護保険施設、指定介護	度措置	省
	事業者・	事業者、指定特定施設入居者	予防サービス事業所、指定地		
	指定訪	生活介護事業者等の指定申請	域密着型サービス事業所、指		
	問看護	(介護保険法(平成9年法律	定地域密着型介護予防サービ		
	事業者・	第 123 号) 第 70 条) 及び指定	ス事業所及び指定居宅介護支		
		,	,	<u> </u>	

指所事指定入生護者び認対共活事等定書定介業定施居活事等指知応同介業の申	護業者等の指定申請(同法第78条の2)については、平成30 特との2)については、平成30年度中に、「指定居宅サービス 事業所等の指定等に関する参考書式(案)について」(平成18年2月28日厚生労働省老健局振興課事務連絡)に号に関するを選手を選手を選手を選手を選手を選手を選手を選手を表する。 指定居宅サービス事業所・指定居宅が護支援所・指定居宅が護大びに地域密着型サービス事業所・ が護保険施設指定(許可)申請に保る規則等 の参考例について」(平成18	28日厚生労働省老健局総務課 認知症施策推進室・人保護保証・振興課・老人保護保証・表して、「介護保証」等の一部を改善を改善を改善を改善を改善を改善を改善を改善を改善を改善を改善を改善を改善を		
22 森林営計書	経 森林経営計画(森林法(昭和	23 林整計第230号林野庁長官通知)(以下「要領」という。)において定める森林経営計画書の様式(模範例)について、都道府県・市町村・事業体における支障の有無、内容等の聞き取りを行ったところ、事業体から、紙面での記載が行いづらいとの声が寄せられたため、当該様式のエクセルフ	平成30年度措置	農林水産省

		様式について検討を行い、必	とともに、都道府県等に対し		
		要に応じた見直しを行う。当	改めて当該様式の活用を周知		
		該様式は、電子計算機による	した。		
		作成に適したファイル形式に			
		よる電子データとする。			
23	屋外広	屋外広告業の登録申請及び登	「屋外広告業登録規則参考	平成 30 年	国土交通
	告業の	録事項の変更届出(屋外広告	資料(案)」(平成16年12月17	度上期措	省
	登録申	物法(昭和24年法律第189号)	日国土交通省都市・地域整備	置	ы
		第9条)については、地方自	局公園緑地課長通知)におい		
		治体及び事業者における実態	て示されている様式第1号		
	変更届	把握及び意見聴取を踏まえ、	「屋外広告業登録申請書」及		
	出書	「屋外広告業登録規則参考資	び様式第4号「屋外広告業登		
	山首	料(案)」(平成 16 年 12 月 17	録事項変更届出書」について、		
		=	_ · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
		日国土交通省都市・地域整備	地方自治体及び事業者におけるなが、		
		局公園緑地課長通知)におい	る実態把握及び意見聴取を踏		
		て示されている様式第1号	まえ、必要な見直しを行い、		
		「屋外広告業登録申請書」及	平成 30 年 9 月 27 日に地方自		
		び様式第4号「屋外広告業登	治体に通知した。なお、当該		
		録事項変更届出書」について	様式は Word 形式とした。ま		
		必要な見直しを行い、平成30	た、当該申請又は届出に添付		
		年度上期中に地方自治体に通	する必要がある書類につい		
		知する。当該様式は、電子計	て、地方自治体の審査業務上		
		算機による作成に適したファ	の必要性を検討した結果、そ		
		イル形式による電子データと	れぞれの添付書類に必要性が		
		する。当該申請又は届出に添	認められるため、改正を行わ		
		付する必要がある書類につい	ないこととした。		
		ても併せて見直しを行う。			
24	道路工	道路工事施行承認申請(道路	各地方自治体に対して、国	平成 30 年	国土交通
	事 施 行	法 (昭和 27 年法律第 180 号)	様式の使用状況等を確認する	度措置	省
	承認申	第 24 条) については、平成 30	と共に様式を取り寄せ集計し		
	請書	年度中に、「道路工事施行承認	た結果、約55%の地方自治体が		
		申請書の様式について」(平成	国様式を使用していることが		
		8年3月29日建設省道路局	確認できた。		
		路政課長通達)において示さ	また、平成8年に発出して		
		れている様式を道路管理者	いる「道路工事施行承認申請		
		(都道府県、市町村)に通知	書の様式について」(平成8年		
		その他の方法で周知する。当	3月 29 日建設省道路局路政		
		該周知に当たっては、道路管	課長通達)自体を知らない地		
		理者における実態把握及び意	方自治体があったこと、技術		
		見聴取を踏まえ、当該様式に	的助言に基づき国様式を使用		
		ついて検討を行い、必要に応	することを検討するという地		
		じた見直しを行う。当該様式	方自治体があったことから3		
		は、電子計算機による作成に	月 19 日に、再度地方自治体へ		
		適したファイル形式による電	標準様式としての使用及び標		
		過じたノナイルル氏による電子データとする。	標準様式としての使用及い標準様式にのっとった申請のあ		
		1 / / C / Wo	中様式にのっとうた中間のあ		
			行わないよう依頼する旨の技		
1			術的助言を行った。		

			ナケラール学校士ラーン・イ		
			さらに、当該様式について		
			は、エクセルファイルを当省		
			HPに掲載した(http://www.		
			mlit.go.jp/road/sisaku/sen		
0.5	大 11/2 F	*************************************	yo/senyo.html)。	₩ <b>.</b>	国工学区
25	道路占	道路占用許可申請(道路法第	各地方自治体に対して、国	平成30年	国土交通
	用許可	32条第1項) については、平	様式の使用状況等を確認する	度措置	省
	申請書	成30年度中に、道路法施行規	と共に様式を取り寄せ集計したは、		
		則(昭和 27 年建設省令第 25	た結果、約87%の地方自治体が		
		号)に規定されている様式第	国様式を使用していることが		
		5 「道路占用許可申請・協議	確認できたことから3月19		
		書」を道路管理者(都道府県、	日に、再度地方自治体へ標準		
		市町村)に通知その他の方法	様式としての使用及び標準様		
		で周知する。当該周知に当た	式にのっとった申請のあった		
		っては、道路管理者における	場合に、不利な取扱いを行わ		
		実態把握及び意見聴取を踏ま	ないよう依頼する旨の技術的		
		え、当該様式について検討を	助言を行った。また、当該様		
		行い、必要に応じた見直しを	式については、エクセルファ		
		行う。当該様式は、電子計算	イルを当省HPに掲載済(ht		
		機による作成に適したファイ	tp://www.mlit.go.jp/road/s		
		ル形式による電子データとす	isaku/senyo/senyo.html)。		
0.0	沙米根	る。	人団の拠党広児 古区町廿	亚出 20 年	国工艺法
26	沿道掘削施行	沿道掘削施行協議について	全国の都道府県、市区町村	平成30年	国土交通 省
	協議書	は、事業者による任意の協力 の下で行われるものであり、	に沿道掘削施行協議の制度の 有無を確認し、制度を有する	度措置	1
		事業者の負担とならない形で	有悪を確認し、制度を有する   場合の必要書類や指定様式に		
		事業者の負担とならない形で の実施について東京都及び特	一切の必要音類や相足様式に   ついて調査した結果、東京都		
		別区と協議を進めるととも	と特別区及び一部の自治体で		
		加	同制度を導入しており、特に		
		ける沿道掘削施行協議の実態			
			東京都においては、敷地の条		
		把握等を進め、平成30年度中 に、標準書式を作成し、東京	件によっては、同一工事に対して東京都と市区にそれぞれ		
		, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	.,,		
		都及び特別区その他関係する	異なる書類を提出する必要が		
		地方自治体において標準書式が用いられるよう周知その他	あることが判明した。作業効		
			率上、統一することが望まし		
		の所要の措置を講ずる。当該	いことから、東京都にその旨		
		書式は、電子計算機による作成に適したファイル形式によ	を伝達済。東京都が3月に周   知済。		
		,,,,,,	<sup>ススイタ</sup> 。   なお、同制度は任意の協力		
		る電子データとする。			
			要請に過ぎず、道路法第44条		
			に基づくものとは言えない		
			(法定協議ではない)ことか		
			ら、要綱やHPにおいて誤っ た記述なしている自治体につ		
			た記述をしている自治体について注意晩知な行った。		
97	<u> </u>	防吐蛋存新可由蛙 (光吹字)	いて注意喚起を行った。	亚出 20 年	田工やは
27	臨時運	臨時運行許可申請(道路運送 東東法(四和 26 年法律第 195	臨時運行許可申請(道路運 送東東法(四和 26 年法律等	平成30年	国土交通
	行許可由書書	車両法 (昭和 26 年法律第 185 号) 第 24 条第 1 項) について	送車両法(昭和 26 年法律第   185 号)第 24 条第 1 項)に 0	度措置	省
1	申請書	号) 第 34 条第1項) について	185 号)第 34 条第1項)につ		

	1	T	T	T	
28	産棄理書廃処画状告 業物計産棄理実況書 廃処画業物計施報	は、大きないでは、 は、大きないで、 は、たっないで、 は、大きないで、 は、大きないで、 は、大きないで、 は、大きないで、 は、大きないで、 は、大きないで、 は、大きないで、 は、大きないで、 は、大きないで、 は、大きないで、 は、大きないで、 は、大きないで、 は、は、 は、し、またないで、 は、ないで、 は、ないで、 は、は、は、 は、は、は、 は、ないで、 は、は、は、 は、は、またいで、 は、は、またいで、 は、は、またいで、 は、まないで、 は、まないで、 は、まないで、 は、まないで、 は、まないで、 は、まないで、 は、まないで、 は、まないで、 は、まないで、 は、まないで	に まに で に に に に に に に に に に に に に	平成30年度措置	環境省
		見直しを行う。当該様式は、 電子計算機による作成に適し たファイル形式による電子データとする。 b 特別管理産業廃棄物処理計画(同法第12条の2第10項) 及び特別管理産業廃棄物処理 計画実施状況報告(同条第11項)についても同様とする。	により周知を行った。 aと同様とする。	平成30年 度措置	
29	産 棄 理 付 況 書	a 産業廃棄物管理票交付等状 況報告書(廃棄物の処理及び 清掃に関する法律第 12 条の 3 第 7 項)については、平成 30 年度中に、廃棄物の処理及 び清掃に関する法律施行規則 に規定されている様式第 3 号 「産業廃棄物管理票交付等状 況報告書」を地方自治体に通 知その他の方法で周知する。	廃棄物処理法で様式を規定 されている産業廃棄物管理票 交付等状況報告書について は、都道府県等における運用 の調査等を行い、実態把握に 努めており、当該様式の見直 し等の検討を行ったところ。 調査の結果として、都道府県 等の約8割が現行の省令様式 を用いているとの回答を得て	a:平成 30 年度措置	環境省

当該周知に当たっては、地方	おり、平成31年3月に、都道		
自治体における実態把握及び	府県等に対し、現行の省令様		
意見聴取を踏まえ、当該様式	式を活用するよう通知を発出		
について検討を行い、必要に	した。通知の発出に当たって		
応じた見直しを行う。当該様	は、電子計算機による作成に		
式は、電子計算機による作成	適したファイル形式による電		
に適したファイル形式による	子データである様式により周		
電子データとする。	知を行った。		
b あわせて、電子マニフェス	電子マニフェストの普及に	b:平成 30	
トを使用した場合は産業廃棄	ついては、平成30年度環境省	年度以降	
物管理票交付等状況報告書の	委託事業において全国 20 か	継続的に	
提出が不要になるため、電子	所において電子マニフェスト	措置	
マニフェストの普及に努め	普及のための説明会を行った		
る。	ところ。平成30年6月に閣議		
	決定された第4次循環型社会		
	形成推進基本計画及び同年10		
	月に策定した電子マニフェス		
	ト普及拡大に向けたロードマ		
	ップに掲げた 2022 年度の普		
	及率70%を目指し、来年度も継		
	続して全国 20 か所において		
	同説明会を行う予定であり、		
	引き続き、普及に努めてまい		
	りたい。		

	2018年月	度		2019 年度
競争入札参加資格審査申請書	に 教務 れが できない できない できない できない できない できない できない できない	地方し、 地方し、物競格電・ 大のでは、 大のでは、 大のでのかのかのかのです。 は、のでするのででは、 大のでは、 、のでは、 大のでは、 、のでは、 大のでは、 、のでは、 大のでは、 、 、のでは、 、のでは、 、のでは、 、のでは、 、のでは、 、のでは、 、のでは、 、のでは、 、のでは、 、のでは、 、のでは、 、のでは、 、のでは、 、のでは、 、のでは、 、のでは、 、のでは、 、のでは、 、	ロボティ	研究会の報告を踏まえた上で標準書式 の考え方を整理して標準書式案の検討 及び作成を実施するとともに、地方自 治体の電子申請システムへの反映に結 びつける。

# 大都市向け就労証明書(案)

宛

11	明書発行事業所名									(	)証明 (西暦					年		F	I		日
2 11	明書発行事業所住所												担当部	部署		•					
311	明書発行責任者氏名									C	7)記 <i>入</i>	\内容 <i>0</i>	担当	者名							
<b>4</b> ii	明書発行責任者役職										引合t		電話者	番号							
⑤排	印												メールフ ス(任意								
_	記の内容について、事	実である	ることを証明し	ハたし	よす(た	だし、タ	発行	者が証	明日			量してい	る情報	に限	る)。						
No.	項目									記	入欄										
	フリガナ									社員番号等(任意)											
1	本人氏名															_		_	_		
	本人住所																				
本人	、の就労状況、就労先(	就労予	定先の場合	含む)	に関する	る項目															
	**** 보고 오늘		現在の就労	分状汤	2		就労り		2. 産休	∶∙育ſ	木中	3. 就	労予定	(転耶	<b>職が内</b>	i定し	ている <b>者</b> )	含す	3)		
2	就労状況·予定	単身赴( ※予定含	5 1. 無 2	. 有		赴任	期間	西暦			年	月		日	~		年		月		日
3	主な就労先事業所名 ※①と異なる場合は記入												主な京	就労場	易所	1. ⊭	宝内 :	2. 自	宅外		
4	主な就労先住所 ※②と異なる場合は記入																				
本人 ※ 3	本人との契約(雇用契約等、就労に関する契約)・就業規則の内容に関する項目 ※実際に働いた時間や支給された給与の額ではなく、雇用契約・就労就業規則の内容に関する事項を記入ください。																				
5	給与形態/金額	※賞与一時	給与形態 金、通勤手当を除い 全保険料等の控除前	た給与	1. 年俸 5. その	▶ 2.	月給	ì 3.	日給						金額(	円)					
		役	員·自営業主		1. 役員(会社の取締役・監査役					、法	人の	理事等)	2.	自営:	業主(	個人	事業主				
	就労形態		被用者		3. 正規 6. パー				4. 労	動者	訴遣	<b>事業</b> 所	の派遣	社員	5.	契約	⁄內社員∙[	属託			
6			その他		7. 家庭 9. その		<b>当</b>	8. 家旅	<b>友従業</b>	者			)								
	働き方		Eの労働時間 量労働制 6		2. 変形 の他(	/ 労働	寺間制	刮 3.	. フレッ	クス	タイ』	ム制 4 )	4. 事業	場外	労働0	りみフ	なし労働	時間	制		
7	就労時間	月		時	間			分		京	忧労日	日数		月							日
,	※休憩時間含む	日		時	間			分(	うち休	憩時	:間)			分				_	_	_	
			平日			時			:	分	~			時			分			_	
8	就労時間帯 ※フレックスタイム制、 裁量労働制の場合は 標準的な就労時間帯を記入		土曜			時			:	分	~			時			分			_	
	┅┿┅┅┅╜ <sup>┢</sup> ┑╘╏╟╟┎┇╲		日曜			時				分	~			時			分			_	
9	就労日	1. 月	.月 2.火 3.水 4.木 5.金 6.土 7.日 8					8. 祝	日 9	9. 不	定										
	\$77.66 HORR	(有	期契約の場合	合)契	約の更新	断の有象	Ħ	1. 有	2.	Ħ				_							
10	契約期間 ※契約締結日ではなく、		就労開始	日(入	社日等	、働きが	出めた	:日)		契約満了日 ※有期の場合は記入											
	0 ※実料締結日ではなく、 就労開始(予定)日を記入 ※有期の者は終期も記入	西暦	.,,,,,,		年	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	月			<del>_</del> □	~	西暦		2.1.37		年		F			日

申請	者の就労実績に関す	る項目 ※	(契約	・規則上の時間	·金	類では	はなく	、実際	とに倒	いた	時間	支給客	iの「実	横」を記入	くださ	ارا <sub>ه</sub>					
			:	年•月		i 西暦			年		月	ii 西暦		年	月	iii 西暦			年		月
		※有		労日数 段取得日数含む							日				日					日	
				働時間 <sup>憩時間含む</sup>				時間			分		時間		分			時間			分
			残	業時間 				時間			分		時間		分			時間			分
11	直近の	※賞与一時	寺金、通	支給実績 動手当を除いた給 食等の控除前金額)	与額						円				円						円
	就労実績		年•月			iv 西暦			年		月	v 西暦		年	月	vi 西暦			年		月
		※有		労日数 段取得日数含む							日				日						日
				働時間 <sup>憩時間含む</sup>				時間			分		時間		分			時間			分
		残業時間				時間			分		時間		分			時間			分		
		給与支給実績 ※賞与一時金、通勤手当を除いた給与額 (税・社会保険等の控除前金額)							円				円				円		円		
育児	!に関する休暇・短時間	勤務制度	<b>労制度に関する項目</b>																		
12	産前・産後休暇の 取得(予定)期間	西暦			年		月		日		~ 西暦					年		月		日	
13	育児休暇の 取得(予定)期間	西暦			年		月		日		~		西暦				年		月		日
14	復職予定日 ※発行会社で産休中・ 育休中の者のみ	西暦			年		月		日			可定した 假の短線		1. 可 2	. 否				<u>\</u>	\	/
		入所以降	をの短 の利用	時間勤務制度 月予定	1. 7	有 2.	無					勤務制 了予定		西暦			年		月		日
15	短時間勤務制度の 利用予定と 期間中の就労時間			平日			時			分	~		時		分	5	ち休	憩			分
	※利用(予定)時間、 期間中就労時間は申 請者利用時のみ記入		中の	土曜			時			分	~		時		分	7	ち休	憩			分
				日曜			時			分	~		時		分	7	ち休	憩			分
保育	士等(保育士、幼稚園	教諭又は	保育	教諭)としての勤	物務等	態の	有無														
16	保育士等としての 勤務実態の有無	_	1. 有	2. 無																	
												_									
	備考																				

※就労証明書様式、記入要領は●●●のHP(URL)よりダウンロードができます。

↑までは、システムによる自動出力を可能とするため、 各地方自治体において、各項目(選択肢・記入要領を含む。)の追加・削除・修正や行・列の追加・削除をしないでください。 必要性を十分に精査の上、追加・削除・修正を行う場合、記入要領の別紙の方法にのっとって、↓以降への追加等をお願いします。

### ●就労証明書の標準的様式活用状況(都道府県別、平成30年8月時点)

i	都道府県	全自治体数	活用済みもしく は平成31年度入 所分までに活用 予定の自治体の 割合	7	<b>邹道府</b> 県	全自治体数	活用済みもしくは 平成31年度入所分 までに活用予定の 自治体の割合
1.	佐賀県	20	80%	26.	宮崎県	26	46%
2.	徳島県	24	75%	27.	広島県	23	43%
3.	鳥取県	19	74%	28.	茨城県	44	43%
4.	千葉県	54	72%	29.	群馬県	35	43%
5.	埼玉県	63	70%	30.	島根県	19	42%
6.	大分県	18	67%	30.	山口県	19	42%
7.	山形県	35	66%	32.	兵庫県	41	41%
8.	京都府	26	65%	32.	沖縄県	41	41%
9.	静岡県	35	63%	34.	北海道	179	41%
10.	福島県	59	63%	35.	香川県	17	41%
11.	青森県	40	60%	36.	愛知県	54	41%
12.	福井県	17	59%	37.	富山県	15	40%
13.	滋賀県	19	58%	38.	三重県	29	38%
14.	秋田県	25	56%	39.	岡山県	27	37%
15.	愛媛県	20	55%	40.	鹿児島県	43	35%
16.	長野県	77	55%	41.	岩手県	33	33%
17.	宮城県	35	54%	42.	大阪府	43	33%
18.	熊本県	45	53%	43.	奈良県	39	31%
19.	石川県	19	53%	44.	高知県	34	29%
20.	山梨県	27	52%	45.	栃木県	25	28%
2 1.	神奈川県	33	52%	46.	和歌山県	30	27%
22.	新潟県	30	50%	47.	東京都	62	26%
22.	福岡県	60	50%				
24.	岐阜県	42	48%				
24.	長崎県	21	48%				

## 東京23区・政令指定都市の導入状況・予定

1. 東京23区:導入率 4% 【葛飾のみ導入】 ⇒ 導入予定 13% 【港、大田(令和2年度から導入予定)】

※未導入(検討中含む): <u>中央、新宿、文京、台東、墨田、江東、目黒、世田谷、渋谷、中野、豊島、北、板橋、</u>

練馬、足立、江戸川、杉並、千代田(※)、品川(※)、荒川(※)

(※)標準的様式ではないが、企業独自様式を受付。

2. 政令指定都市: 導入率 35% ⇒ 60%

(1) 人口100万人以上

: 導入率 18% ⇒ 45%

人口順位	市	対応状況	人口
1.	横浜市	× ⇒ O (%2)	372 万人
2.	大阪市	Δ (※3)	269 万人
3.	<u>名古屋市</u>	×	230 万人
4.	<u>札幌市</u>	×	195 万人
5.	福岡市	× ⇒ O (%1)	154 万人
6.	神戸市	× ⇒ O (%1)	154 万人
7.	川崎市	0	148 万人
8.	京都市	0	148 万人
9.	さいたま市	×	126 万人
10.	広島市	×	119 万人
11.	仙台市	×	108 万人

## (2) 人口100万人未満

. 導入率 56% ⇒ 78%

人口順位	市	対応状況	人口
12.	千葉市	× ⇒ O (%1)	97 万人
13.	北九州市	×	96 万人
14.	堺市	0	84 万人
15.	新潟市	×	81 万人
16.	浜松市	0	80 万人
17.	熊本市	× ⇒ O (%1)	74 万人
18.	相模原市	0	72 万人
19.	岡山市	0	72 万人
20.	静岡市	0	70 万人

(備考) 人口の出典は「平成27年国勢調査」(総務省)。

- 注1) 「就労証明書の標準的様式活用状況及び電子入力対応状況に関する調査結果」(平成30年8月時点)等をもとに作成(今後の導入予定については、自治体への個別のヒアリング結果も反映。)
  - (※1) 福岡市、神戸市、千葉市、熊本市については、令和2年度より標準的様式を導入予定(検討中)。
  - (※2)横浜市は、大都市向けの標準的様式を導入予定(検討中)。
  - (※3) 大阪市は、標準的様式ではないが、企業独自様式を受付。
- 注2)「導入率」は、導入済み及び翌年度導入予定の自治体の割合。
- 注3) 今後の導入予定については、子ども・子育て本部より、今後改めて自治体に照会予定。

今後更なる対応・フォローアップが必要な取組について(重点事項)

第5次答申(本年6月6日)に掲げた事項(個人事業主の事業承継時の手続簡素化、保育所入所時の就労証明書作成手続の負担軽減、行政手続の簡素化、オンライン化における地方自治体の先進的取組の横展開等)に加えて、これまでの行政手続部会における議論や委員の指摘事項を踏まえ、各省庁において今後更なる対応・フォローアップが必要な取組(別添3-2に整理)のうち、重点事項は以下のとおりである。

### 1. 営業の許可・認可に係る手続

- (1) 行政機関間のバックヤード連携による住民票等の添付省略(古物営業法等) *【警察庁等】* 
  - ・デジタル手続法の成立を踏まえたワンスオンリー原則の徹底。
- (2)標準的様式の普及、行政手続法・行政手続条例に基づいた申請の取扱いの徹底 (医療法・児童福祉法等) 【厚生労働省等】
  - ・標準的様式の普及に努めるほか、郵送での書類受理状況につき確認・徹底。
- (3) 共通申請サービスの構築
  - ・農林漁業者等がオンラインで申請できる共通的な電子システムの構築に際しての、LGWAN と当該システムとの接続の調整。【IT 室、総務省、農林水産省、経済産業省】
  - ・上記以外の各省庁における、自治体も含めた共通申請システムの検討。*【厚* 生労働省、国土交通省等】
- (4) 電子申請の推進(職業安定法・労働者派遣法等) 【厚生労働省】
  - ・既に e-Gov 経由での電子申請が可能であるにも関わらず、電子申請率が低調な手続につき、ユーザー目線で原因を分析し、改善に向けた取組を推進。

### 2. 社会保険に関する手続

- (1)社会保険手続の簡易なオンライン申請の実現*【厚生労働省、経済産業省、IT室、 番号室】* 
  - ・法人・個人事業主等が行う社会保険の採用・退職時等の手続について、マイナポータルの API との連携を早期に実現し、2020 年 4 月からの法人共通認証基盤 (Gビズ ID) を利用した ID・パスワード方式の着実な導入を目指す。そのために、

- ▶ 厚労省は、番号室の協力のもと、ID・パスワード方式による届出に対応したソフトを準備する(2020年4月から無償提供)。
- ▶ 厚労省、番号室、経産省は、民間ソフトウェアからも ID・パスワード方式 による届出が可能となるよう、ソフトウェア事業者に対して、逐次の情報 提供・働きかけを行う。
- (2) 健康保険の住所変更手続*【厚生労働省】* 
  - ・健康保険組合に対する被保険者住所変更届の省略を早期に実現。
- (3) 労働社会保険諸法令に基づく業務 【厚生労働省】
  - ・シェアードサービス会社における労働社会保険諸法令に基づく業務のあり方 について、経済団体等からの要望・意見や、当該会社における業務実態等も 踏まえつつ検討。

### 3. 国税・4. 地方税

- (1)国税と地方税の情報連携の徹底(申告情報の共有の取組を推進)*【総務省、財務* 省】
- (2) e-Tax・eLTAX の使い勝手の大幅改善(現在開発中の法人共通認証基盤との連携を検討)【総務省、財務省】

### 5. 補助金の手続

- (1)補助金の手続の簡易なオンライン申請の実現【IT室、総務省、経済産業省】
  - ・中小企業・小規模事業者を対象とする補助金の手続について、法人共通認証 基盤(GビズID)を活用し、一つのID・パスワードによる簡易なオンライン 申請を実現。
  - ・申請手続等をより簡易に行うことができる補助金申請システム(Jグランツ) を経済産業省で構築しているところ、経済産業省以外の府省庁においても本 システムの導入を進めるとともに、自治体にも活用を促進(2020年4月から 着実に実施)。
  - 財務書類等の申請書類の標準化を推進。
- (2)補助金申請システムと各自治体のシステムとの接続*【総務省、経済産業省】* 
  - ・LGWAN-ASP を活用した、補助金申請システムと各自治体のシステムとの接続について、早急に協議・検討。

### 6. 従業員の労務管理に関する手続

- (1) 雇用関係助成金のオンライン化 【厚生労働省】
  - ・「特定求職者雇用開発助成金」以外の雇用関係助成金のオンライン化実現、法 人共通認証基盤による ID・パスワード方式の導入について、具体的な工程表 を作成の上、取組を進める。

#### 7. 商業登記等(P)

- (1) 商業登記の手続のオンライン化の推進/高水準の補正率の改善【法務省】
  - ・本人申請のオンライン利用率が低調(役員変更登記については、2018 年度は前年比▲1.1%で0%となった)であることを踏まえ、オンライン化目標及び取組事項の抜本的な見直しを行う。とりわけ、「登記・供託オンライン申請システムのAPIの一般公表」については、早期に実現する。
  - ・高水準である本人申請の補正率(法人設立は27.9%、役員変更は35.6%、いずれも前年度より上昇)について、目標値の見直し(5%未満)と新目標の実現のための取組事項の取りまとめを、2019年内に完了する。その上で、2020年3月までに着手可能な事項については、速やかに措置する。

#### (2) 商業登記の手続への ID・パスワード方式の導入 【法務省】

・「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」 \*に基づき、商業登記の個々の手続ごとに、リスク評価を行う。その結果を踏まえ、可能な手続きついては、ID・パスワード方式による本人確認を導入する。(2020年内に評価・検証を完了し、その結果を公表する)

※2019年2月25日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定

#### (3) 電子公告制度の見直し 【法務省】

・現在の技術水準を踏まえた、電子公告の在り方の見直しを行う。その際、制度利用者の利便性向上という観点に加えて、「6時間に1回の事実確認よりも、民間クラウドサービス上のリアルタイム検知の方が信頼性が高い」という観点も踏まえて、最新の IT 技術の動向を踏まえた検討を行う。

#### (4) 商業登記電子証明書の利用促進/発行件数の公表*【法務省】*

・商業登記電子証明書の利用促進のための方策を措置する。併せて、商業登記 電子証明書の発行件数について、その内訳を含めて、遅くとも 2019 年内に 公表する。

### (5) 定款認証手数料(5万円)の価格検証メカニズムの導入 【法務省】

・公証人の業務の手数料が公定価格(政令により決定)であることを踏まえ、 定款認証業務にかかる手数料(5万円)を含め、専門職としての報酬の合理 性・相当性につき、説明責任が厳格に果たされる必要がある。公証人の定款 認証業務については、定型的な業務が多いことも指摘されているところ、効 率化を進め、手数料の引き下げの可否につき検討する。その際、第三者(公 証人、法曹資格者、法務省職員以外の事業者等)の観点も導入し検討する必 要がある。

検討に当たっては、法務省が主体となり、定款認証の事務の実態や所要時間 について、正確な現状把握を行うべきである。

#### (6) IT 活用の推進/CIO 補佐官の知見の活用 【法務省】

・API の公開や電子公告等、IT を活用した取組の進捗が他分野と比べて遅れている現状を踏まえ、今後の取組に際しては、必ず CIO 補佐官の助言を受け、 最新の IT 技術の知見を踏まえた検討・措置を行う。

#### 8. その他

### (1) 本人確認ガイドラインをもとにした ID・パスワード方式の導入 【全府省】

・法人(及び個人事業主)向けの手続等については、法人共通認証基盤(Gビズ ID)を活用し、一つの ID・パスワードによる簡易な認証を広げることが重要。「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」\*を踏まえ、個々の手続ごとにリスク分析等を行い、セキュリティ上問題ないと評価される手続については、ID・パスワードによる本人確認を原則とする。

※2019年2月25日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定

### (2) 下請法に基づく調査の簡素化 【公正取引委員会、経済産業省】

・下請法に基づく調査について、オンライン回答の全面導入を含め、引き続き 簡素化に向けた取組等を推進する。

#### (3) 競争入札参加資格申請書の標準様式の作成・普及 【総務省】

・競争入札参加資格申請書について、2019年度中に、総務省研究会の報告を踏まえた上で標準書式案を検討・作成するとともに、地方公共団体の電子申請システムへの反映に結び付ける。

No.	分野	事項	担当府省	指摘のあった部会	内容
1	1. 営業の許可・認可に 係る手続	古物営業法	警察庁	行政手続部会 (平成31年3月25日)	古物営業法に係る手続において提出を求めている住民票の写しについて、行政間のバックヤード連 携等により、提出を省略できないか検討。
2	1. 営業の許可・認可に 係る手続	警備業法等	警察庁	行政手続部会 (平成31年3月25日)	警察庁所管の手続において、事業者等が「届出」を提出する場面を指導・監督を行う機会として実務を行っている場合があるのであれば、本来の「届出制」のあり方との関係で整理。
3	1. 営業の許可・認可に 係る手続	業務報告書	金融庁	第14回行政手続部会 (平成31年3月29日)	業務報告書等について、有価証券報告書等と同一の内容を記載した書類を添付することで記載の省略が可能とのことであるが、有価証券報告書はEDINETにあることから、添付を完全に不要化。
4	1. 営業の許可・認可に 係る手続	全体	厚生労働省	第16回行政手続部会 (平成31年4月16日)	厚生労働省が所管する手続について、「デジタルファースト」の考えのもと、自治体事務まで含めた共通申請システム(例:食品衛生申請等システム)の整備について検討。その際、ユーザー目線で使い勝手の良いシステムとすること、自治体の導入障壁(利用料等)を減らすこと、業務フロー等の見直し(BPR)も合わせて実施すること等に配慮。
	1. 営業の許可・認可に 係る手続	医薬品医療機器等法	厚生労働省	第16回行政手続部会 (平成31年4月16日)	「医薬品医療機器等法に関する許可等の手続」に関し、事業者による省令様式の活用割合に係る調査の結果を報告。
6	1. 営業の許可・認可に 係る手続	医療法	厚生労働省	第18回行政手続部会 (令和元年5月14日)	医療法に基づく手続について、郵送での書類提出等の受付状況や、過去に提出されたものと同一の情報を求めている事例がないかという点について、工程表を策定の上、自治体の状況を確認。また、審査基準の公表状況について、自治体に調査・指導を行うとのことだが、併せて、審査基準の策定状況も、工程表を策定の上、確認。
7	1. 営業の許可・認可に 係る手続	医療法	厚生労働省	第18回行政手続部会 (令和元年5月14日)	医療法に基づく手続のうち基本計画策定手続について、「1件あたりの作業時間」が増減した特殊要因がある場合には、当該要因を含めた時間数に加え、当該要因を含めない時間数も算出し、取組の効果を適正に検証できるようにする。その際、当該要因の内容・時間数及びそれを含めないことが合理的と考える理由も併せて示す。
8	1. 営業の許可・認可に 係る手続	職業安定法·労働者派遣法	厚生労働省	第18回行政手続部会 (令和元年5月14日)	職業安定法・労働者派遣法について、とりわけ「申請」手続において、オンライン又は郵送利用率が低調である理由として、「窓口に赴き、不備があればその場で指摘を受けたいと考えている事業者がいる」とのことだが、仮に行政側から「窓口に赴くべし」とのアナウンスが行われているのであれば、見直すよう都道府県労働局に要請。なお、職業安定法に基づく手続については、「責任者講習」等の場で、郵送やオンラインで申請ができる旨及びこれらを推奨する旨を周知。
	1. 営業の許可・認可に 係る手続	職業安定法·労働者派遣法	厚生労働省	第18回行政手続部会 (令和元年5月14日)	職業安定法・労働者派遣法について、オンライン又は郵送利用率の向上を阻害している要因として、 提出書類等に対する過度に細かな指導やローカルルールの存在があるのだとすれば、事業者負担 を軽減するため、利用者目線で、オンライン化に馴染む形での手続自体の見直し(添付書類や報告 事項を真に必要なものに限定する、システム上で添付・記載の不備等が申請者にアナウンスされ得る ような添付書類・報告事項に限定する等)やローカルルールの撤廃が必要だと考えられるため、こうし た取組についても検討。

No.	分野	事項	担当府省	指摘のあった部会	内容
10	1. 営業の許可・認可に 係る手続	職業安定法•労働者派遣法	厚生労働省	第18回行政手続部会 (令和元年5月14日)	職業安定法・労働者派遣法について、e-Gov上で電子的に手続が可能であるにもかかわらず利用が進んでいない点について、ユーザー目線に立って、その理由の調査及び改善に向けた取組を推進。
11	1. 営業の許可・認可に 係る手続	児童福祉法	厚生労働省	第18回行政手続部会 (令和元年5月14日)	「放課後児童健全育成事業の届出に関する手続」及び「保育所等の設置認可等に関する手続」について、基本計画に記載された取組が進んでいないのであれば、早急に取組を実施。その際、特に標準(的)様式の見直し・策定を行うにあたっては、重点分野「従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行(就労証明書)」の取組を参考に、自治体で実際に活用されるような様式とする。
12	1. 営業の許可・認可に 係る手続	児童福祉法	厚生労働省	第18回行政手続部会 (令和元年5月14日)	独自項目の存在は、手続を統一的に電子化・システム化する際の阻害要因となり得ると考えられるが、「放課後児童健全育成事業の届出に関する手続」について、自治体ごとにどのような独自項目の届出を要求しているか把握。
13	1. 営業の許可・認可に 係る手続	児童福祉法	厚生労働省	第18回行政手続部会 (令和元年5月14日)	「放課後児童健全育成事業の届出に関する手続」及び「保育所等の設置認可等に関する手続」について、書類の提出等を郵送で受け付けていない自治体がないか調査。仮に郵送で受け付けていない自治体がある場合には、その理由を精査の上、取扱いを見直すよう要請。
14	1. 営業の許可・認可に 係る手続	児童福祉法	厚生労働省	第18回行政手続部会 (令和元年5月14日)	保育所等の設置に向けた一連の手続(設置認可に先行する手続も含む)において、提出書類・事項の重複がないか、自治体の実態を把握。その上で、仮に重複があるのであれば、行政間の情報連携等により重複を排除するよう、自治体に要請。
15	1. 営業の許可・認可に 係る手続	介護保険法・老人福祉法	厚生労働省	第18回行政手続部会 (令和元年5月14日)	介護保険法及び老人福祉法に基づく手続について、書類の提出等を郵送で受け付けていない自治体がないか調査。仮に郵送で受け付けていない自治体がある場合には、その理由を精査の上、取扱いを見直すよう要請。
16	1. 営業の許可・認可に 係る手続	農林水産省共通申請サービ ス	IT室 総務省 農林水産省 経済産業省	行政手続部会 (平成31年3月25日)	営業の許認可を含む行政手続等について、農林漁業者や食品産業事業者等がオンラインで申請できる共通的な電子システムを構築するにあたっては、LGWANと当該システムの接続方法等について、J-LISと調整。加えて、法人共通認証基盤との連携により他省庁と同一のID・パスワードを使用することについて、経済産業省等と調整。
17	1. 営業の許可・認可に 係る手続	保安関係法令	経済産業省	行政手続部会 (平成31年4月23日)	保安関係法令に基づく手続に関し、大きな図面をA1等の紙に印刷し、折りたたんで提出等を行っているものについて、その電子ファイルを作成したシステムと行政側のシステムとの間でデータを互換することにより電子的な提出が可能となるような仕組みについて検討。
18	1. 営業の許可・認可に 係る手続	鉱業法	経済産業省	行政手続部会 (平成31年4月23日)	地方経済産業局の地域や担当者によって、審査基準に定める要件の解釈が大きく異なっている場合 には、基準自体の表現を見直す等の取組について検討。

No.	分野	事項	担当府省	指摘のあった部会	内容
19	1. 営業の許可・認可に 係る手続	エネルギー使用の合理化に 関する法律(省エネ法)、地球 温暖化対策法と地球温暖化 防止条例に基づく報告	経済産業省 環境省	第13回行政手続部会 (平成31年3月19日)	省エネ法・温対法及び温暖化対策推進条例の報告を、共通のインターフェースで行うことができるシステムの構築を行う「温室効果ガス排出に関するデジタルガバメント構築事業」においては、自治体のニーズを的確に把握し、多様な自治体の取組を包括できるようなシステムを設計した上で、自治体がシステムに協力するよう個別具体的に働きかけ。
20	1. 営業の許可・認可に 係る手続	エネルギー使用の合理化に 関する法律(省エネ法)の定 期報告とエネルギー消費統計 調査	経済産業省	第13回行政手続部会 (平成31年3月19日)	省エネ法の定期報告とエネルギー消費統計調査で一致している項目について、情報連携が可能なも のがないか精査。
21	1. 営業の許可・認可に 係る手続	全体 (国土交通省オンライン申請 システム)	国土交通省	第14回行政手続部会 (平成31年3月29日)	国土交通省オンライン申請システムの更改にあたり、自治体も巻き込んでシステムを組むということも 検討。
22	1. 営業の許可・認可に 係る手続	測量法	国土交通省	第14回行政手続部会 (平成31年3月29日)	営業経歴書について、インターネット上で打ち込むことによって、提出に代替することはできないか検討。 あわせて、登録された情報については、全てインターネット上で公表することを検討。
23	1. 営業の許可・認可に 係る手続	測量法	国土交通省	第14回行政手続部会 (平成31年3月29日)	2021年のシステム改修を待たずに2020年までにどのようにして、行政手続コストの20%以上削減を達成するのかについて、工程表を作成。
24	1. 営業の許可・認可に 係る手続	建築基準法	国土交通省	第14回行政手続部会 (平成31年3月29日)	建築確認を電子申請する際の本人確認が現状電子証明書となっていることの負担について、申請者からヒアリングを行い、統一的なID・パスワードとすることについて検討。
25	2. 社会保険に関する 手続	社会保険手続の簡易なオンラ イン申請の実現	厚生労働省 経済産業省 IT室 番号室	第4回行政手続部会 (平成30年11月27日)	法人・個人事業主等が行う社会保険の採用・退職時等の手続について、マイナポータルのAPIとの連携を早期に実現し、2020年4月からの法人共通認証基盤(GビズID)を利用したID・パスワード方式の着実な導入を目指す。そのために、 ・厚労省は、番号室の協力のもと、ID・パスワード方式による届出に対応したソフトを準備する(2020年4月から無償提供)。 ・厚労省、番号室、経産省は、民間ソフトウェアからもID・パスワード方式による届出が可能となるよう、ソフトウェア事業者に対して、逐次の情報提供・働きかけを行う。
26	2. 社会保険に関する 手続	住所変更手続	厚生労働省	第20回行政手続部会 (令和元年6月4日)	健康保険組合に対する被保険者住所変更届の省略を早期に実現。

No.	分野	事項	担当府省	指摘のあった部会	内容
27	2. 社会保険に関する 手続	社会保険	厚生労働省	第3回行政手続部会 第1検討チーム (平成29年11月2日)	事業主を経由して提出される従業員に係る届出のうち従業員本人の押印・署名を求めている手続に おける「押印・署名の原則廃止」の取組を引き続き推進。
28	2. 社会保険に関する 手続	社会保険	厚生労働省	第2回行政手続部会 第1検討チーム (平成29年10月5日)	電子申請の推進と併せ、なお一定程度残ると考えられる紙媒体の届出についても、様式の統一化や 窓口の一本化に取り組み、手続を簡素化。
29	2. 社会保険に関する 手続	労働社会保険諸法令に基づく 業務	厚生労働省	第19回行政手続部会 (令和元年5月21日)等	シェアードサービス会社における労働社会保険諸法令に基づく業務のあり方について、経済団体等 からの要望・意見や、当該会社における業務実態等も踏まえつつ検討。
30	3. 国税	e-Taxの使い勝手の大幅改善	財務省	第15回行政手続部会 (平成31年4月11日)	事業者がe-Taxを利用して申告手続を行う際の認証手続については、法人共通認証基盤の活用を検討。
31	4. 地方税	eLTAXの使い勝手の大幅改 善	総務省	第15回行政手続部会 (平成31年4月11日)	事業者がeLTAXを利用して申告手続を行う際の認証手続については、法人共通認証基盤の活用を 検討。
32		国税と地方税の情報連携の 徹底	財務省 総務省	第15回行政手続部会 (平成31年4月11日)	地方税当局から国税当局への情報連携について、申告情報の共有など、現在実施されている事項だけでなく、全ての分野で連携を行っていくことを検討。
33	5. 補助金の手続	補助金の手続の簡易なオンラ イン申請の実現	IT室 総務省 経済産業省	第8回行政手続部会 (平成31年1月31日) 第17回行政手続部会 (平成31年4月23日)	中小企業・小規模事業者を対象とする補助金の手続について、法人共通認証基盤(GビズID)を活用し、一つのID・パスワードによる簡易なオンライン申請を実現。 申請手続等をより簡易に行うことができる補助金申請システム(Jグランツ)を経済産業省で構築しているところ、経済産業省以外の府省庁においても本システムの導入を進めるとともに、自治体にも活用を促進(2020年4月から着実に実施)。 財務書類等の申請書類の標準化を推進。
34	5. 補助金の手続	農林水産省共通申請サービス ス 法人共通認証基盤	農林水産省 経済産業省	第10回行政手続部会 (平成31年2月26日)	農林水産省共通申請サービスの開発にあたっては、農林水産省が所管する補助金のうち、紙での申請において印鑑証明の提出を求めていないものについては、法人共通認証基盤の利用時においても、ID発行に印鑑証明の提出を必要としない方式(Gビズエントリー)の利用を検討。
35	5. 補助金の手続	補助金申請システム	経済産業省	行政手続部会 (平成31年4月23日)	クリーンエネルギー自動車の補助金の個別のシステムにおいても、事業者からの申請分については、法人共通認証基盤と同じID・パスワードで対応。

No.	分野	事項	担当府省	指摘のあった部会	内容
36	5. 補助金の手続	補助金申請システム	総務省 経済産業省	行政手続部会 (平成31年4月23日)	LGWAN-ASPを活用した、補助金申請システムと各自治体のシステムとの接続について、経済産業省と総務省において、早急に協議・検討。
37	6. 調査・統計に対する 協力	民間給与実態統計調査	国税庁	第6回行政手続部会第2 検討チーム (平成30年2月20日)	民間給与実態統計調査について、IT技術を活用し、源泉徴収上のデータを統計調査の回答に転記できるようなシステムを作成。
38	6. 調査・統計に対する 協力	職種別民間給与実態調査、 賃金構造基本統計調査	人事院 厚生労働省	第7回行政手続部会第2 検討チーム (平成30年3月23日)	職種別民間給与実態調査(人事院)と賃金構造基本統計調査(厚生労働省)について、 ① 双方の調査対象が極力重複しないようにサンプル調整を実施。 ② 調査項目数を極力削減。 ③ オンライン調査を導入するとともに、両省が協力し、民間ソフトウェア会社と連携し、調査票様式に 沿った形でのデータ出力機能を備えた人事・労務ソフトウェアの開発・普及を推進。
39	7. 従業員の労務管理 に関する手続	雇用関係助成金	厚生労働省	第4回行政手続部会 (平成30年11月27日)	「特定求職者雇用開発助成金」以外の雇用関係助成金のオンライン化実現、法人共通認証基盤によるID・パスワード方式の導入について、具体的な工程表を作成の上、取組を進める。
40	7. 従業員の労務管理 に関する手続	雇用関係助成金	厚生労働省	第4回行政手続部会 (平成30年11月27日)	「2020年度中に雇用関係助成金のオンライン申請(電子署名方式)を開始」するとのことだが、事業者の負担軽減の観点から、より早期のオンライン化実現に向け、例えば申請の受口を先行して開発するなどの方策を検討。
41	7. 従業員の労務管理に関する手続	労働基準法	厚生労働省	第1回行政手続部会 第2検討チーム (平成29年9月19日)	「時間外労働・休日労働に関する協定届」、「1年単位の変形労働時間制に関する協定届」及び「就業規則(変更)の届出」の電子化率を向上(目標:31%)。
42	7. 従業員の労務管理 に関する手続	船員法	国土交通省	第1回行政手続部会 第2検討チーム (平成29年9月19日)	電子申請率向上のため、普及・啓蒙の取組を実施。
43	8. 商業登記等(P)	商業登記の手続のオンライン 化の推進/高水準の補正率 の改善	法務省	行政手続部会 (令和元年6月4日)等	本人申請のオンライン利用率が低調(役員変更登記については、2018年度は前年比▲1.1%で0%となった)であることを踏まえ、オンライン化目標及び取組事項の抜本的な見直しを行う。とりわけ、「登記・供託オンライン申請システムのAPIの一般公表」については、早期に実現する。高水準である本人申請の補正率(法人設立は27.9%、役員変更は35.6%、いずれも前年度より上昇)について、目標値の見直し(5%未満)と新目標の実現のための取組事項の取りまとめを、2019年内に完了する。その上で、2020年3月までに着手可能な事項については、速やかに措置する。

No.	 分野	事項	担当府省	指摘のあった部会	内容
44	8. 商業登記等(P)	商業登記の手続へのID・パス ワード方式の導入	法務省	行政手続部会 (令和元年6月4日)等	「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」に基づき、商業登記の個々の手続ごとに、リスク評価を行う。その結果を踏まえ、可能な手続きついては、ID・パスワード方式による本人確認を導入する。 (2020年内に評価・検証を完了し、その結果を公表する)
45	8. 商業登記等(P)	電子公告制度の見直し	法務省	行政手続部会 (令和元年6月4日)等	現在の技術水準を踏まえた、電子公告の在り方の見直しを行う。その際、制度利用者の利便性向上という観点に加えて、「6時間に1回の事実確認よりも、民間クラウドサービス上のリアルタイム検知の方が信頼性が高い」という観点も踏まえて、最新のIT技術の動向を踏まえた検討を行う。
46	8. 商業登記等(P)	商業登記電子証明書の利用 促進/発行件数の公表	法務省	行政手続部会 (令和元年6月4日)等	商業登記電子証明書の利用促進のための方策を措置する。併せて、商業登記電子証明書の発行件数について、その内訳を含めて、遅くとも2019年内に公表する。
47	8. 商業登記等(P)	定款認証手数料(5万円)の 価格検証メカニズムの導入	法務省	行政手続部会 (令和元年6月4日)等	公証人の業務の手数料が公定価格(政令により決定)であることを踏まえ、定款認証業務にかかる手数料(5万円)を含め、専門職としての報酬の合理性・相当性につき、説明責任が厳格に果たされる必要がある。公証人の定款認証業務については、定型的な業務が多いことも指摘されているところ、効率化を進め、手数料の引き下げの可否につき検討する。その際、第三者(公証人、法曹資格者、法務省職員以外の事業者等)の観点も導入し検討する必要がある。検討に当たっては、法務省が主体となり、定款認証の事務の実態や所要時間について、正確な現状把握を行うべきである。
48	8. 商業登記等(P)	IT活用の推進/CIO補佐官の 知見の活用	法務省	行政手続部会 (令和元年6月4日)等	APIの公開や電子公告等、ITを活用した取組の進捗が他分野と比べて遅れている現状を踏まえ、今後の取組に際しては、必ずCIO補佐官の助言を受け、最新のIT技術の知見を踏まえた検討・措置を行う。
49	9. 行政への入札・契約 に関する手続	競争入札参加資格	総務省	第6回行政手続部会 (平成30年12月14日)	競争参加資格申請時の添付書類のうち、財務諸表について非上場企業、中小企業、個人事業主に おいて、どのように連携していくか検討。
50	9. 行政への入札・契約 に関する手続	建設業の変更の届出	国土交通省	第6回行政手続部会 (平成30年12月14日)	建設業の変更の届出における成年被後見人、被保佐人、破産者の確認については、バックヤード連携によって、添付書類を省略。
51	9. 行政への入札・契約 に関する手続	工事経歴書	国土交通省	第6回行政手続部会 (平成30年12月14日)	工事経歴書では、業種ごとの全体完成工事高の7割を超えるところまで必要事業者を記載している点について、7割まで求める必要があるかなど、合理化の観点から検討。

No.	分野	事項	担当府省	指摘のあった部会	内容
52		本人確認ガイドラインをもとに したID・パスワード方式の導 入	全府省	第11回行政手続部会	法人(及び個人事業主)向けの手続等については、法人共通認証基盤(GビズID)を活用し、一つのID・パスワードによる簡易な認証を広げることが重要。「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」※を踏まえ、個々の手続ごとにリスク分析等を行い、セキュリティ上問題ないと評価される手続については、ID・パスワードによる本人確認を原則とする。 ※2019年2月25日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定
53	10. その他	下請法に基づく調査の簡素化	公正取引委員 会 経済産業省	第13回行政手続部会 (平成31年3月19日)	下請法に基づく調査について、オンライン回答の全面導入を含め、引き続き簡素化に向けた取組等を 推進する。
54		競争入札参加資格申請書の 標準様式の作成・普及	総務省		競争入札参加資格申請書について、2019年度中に、総務省研究会の報告を踏まえた上で標準書式 案を検討・作成するとともに、地方公共団体の電子申請システムへの反映に結び付ける。

## 参考とすべきベストプラクティス

- 1. 「行政手続の電子化の徹底 (デジタルファースト)」に関する取組
- (1)オンライン申請の原則化に向けた環境整備(営業の許可・認可に係る手続)*【金 融庁】*

電子化対応手続や様式等の電子提供の拡充、添付書類の提出環境改善等を行い、これらを実現次第、原則として届出等を電子で受けることとし、この旨を金融機関等に 周知することを予定している。

(2)全国統一のオンラインシステムの開発(営業の許可・認可に係る手続)*【厚生労働省】* 

食品衛生法に基づく飲食店営業等の営業許可等については、自治事務であり、施設基準・申請様式にばらつきが生じているところ、厚生労働省において、食品衛生法関係の手続に関する全国統一のオンラインシステムを開発することにより、自治体ごとに申請様式にばらつきが生じている等の問題の解消を図ることを予定している。同時に、システム上における申請等の様式統一化に伴い、紙の申請の際の様式の統一化も行うことを予定している。

- (3) 共通申請サービスの構築(営業の許可・認可に係る手続) 【農林水産省】 営業の許認可を含む行政手続等について、農林漁業者や食品産業事業者等がオンラインで申請できる共通的な電子システムを構築する。
- (4) 手続の簡素化、IT化(営業の許可・認可に係る手続) *【経済産業省】* 産業保安に関する手続に関し、官民双方のコスト合理化・電子情報の電子化を図るため、現状紙で窓口に提出されている年間約 25 万件の産業保安法令に基づく申請について、全ての手続について IT 化を包括的に検討した上で、安全を前提とした手続の簡素化、IT化を行う。
- (5) 大法人の電子申請の義務化(社会保険に関する手続) 【厚生労働省】 大法人について、令和2年4月1日以降に開始する事業年度より、厚生年金保険、 健康保険、労働保険、雇用保険の電子申請を義務化する。社会保険労務士又は社会保 険労務士法人が大法人の事業所に変わって手続を行う場合も同様とする。
  - (6) 大法人の電子申告の義務化(国税) 【財務省】

平成30年度税制改正において、大法人の法人税等の申告について電子申告の義務化を法制化した。具体的には、令和2年4月1日以後に開始する事業年度(課税期間)

について、内国法人のうち事業年度開始の時において資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人等を対象として、法人税・地方法人税・消費税の申告に当たり、申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類の提出を電子的に行わなければならないこととした。

#### (7) 大法人の電子申告の義務化(地方税) 【総務省】

平成 30 年度税制改正において、大法人の法人住民税・法人事業税の申告について 電子申告の義務化を法制化した。具体的には、令和2年4月1日以後に開始する事業 年度について、内国法人のうち事業年度開始の時において資本金の額又は出資金の額 が1億円を超える法人等を対象として、法人住民税・法人事業税の申告に当たり、申 告書及び申告書に添付すべきものとされている書類の提出を電子的に行わなければ ならないこととした。

- (8) オンライン回答の全面的な導入(統計調査以外の調査) 【中小企業庁】 下請法に基づく調査について、令和2年度調査からオンライン回答の全面的な導入 を検討している。
- 2. 「同じ情報は一度だけの原則(ワンスオンリー)」に関する取組
- (1) 古物営業法(営業の許可・認可に係る手続)【警察庁】

平成30年4月に公布された古物営業法の一部を改正する法律において、古物商・ 古物市場主は、一の都道府県公安委員会による営業の許可を得れば、他の都道府県公 安委員会の管轄区域に営業所等を設ける場合には届出で足りることとした。

### 3.「書式・様式の統一」に関する取組

(1)共通申請サービスの構築(営業の許可・認可に係る手続)【厚生労働省】(再掲) 食品衛生法に基づく飲食店営業等の営業許可等については、自治事務であり、施設 基準・申請様式にばらつきが生じているところ、厚生労働省において、食品衛生法関 係の手続に関する全国統一のオンラインシステムを開発することにより、自治体ごと に申請様式にばらつきが生じている等の問題の解消を図ることを予定している。同時 に、システム上における申請等の様式統一化に伴い、紙の申請の際の様式の統一化も 行うことを予定している。

#### 4. 手続の統合・廃止

(1)他省庁にまたがる業務の一元化(営業の許可・認可に係る手続)【経済産業省】 外国為替及び外国貿易法に基づく「輸入の承認手続(輸入割当を含む)」のうち、 「冷凍まぐろ類の事前確認の申請手続」について、確認業務を水産庁に一元化した。 (2) 届出手続の廃止(営業の許可・認可に係る手続)【警察庁】

平成30年4月に公布された古物営業法の一部を改正する法律において、「複数の都 道府県に営業所を有する古物商等の代表者等の変更の届出」を廃止した。

(3)調査項目の削減(調査・統計に対する協力) 【人事院】

職種別民間給与実態調査の事業所の給与制度に関する調査について、回答事項の削減(昨年62箇所→本年50箇所)を行った。

(4)調査項目の廃止(調査・統計に対する協力)【厚生労働省】

賃金構造基本統計調査の新規学卒者の初任給に係る調査項目については、他統計でも類似の項目を調査しており重複が生じていること、賃金構造基本統計調査の個人票で年齢、勤続年数等により新規学卒者と推測される者に限定した集計を行うことで一定の代替が可能であると考えられることからなどから、令和2年調査からの廃止に向け、総務大臣に対し調査計画の変更申請を行うことを予定している。また、報告者の記入者負担の軽減等のため、「通勤手当」、「精皆勤手当」、「家族手当」等の調査項目についても同様に廃止予定としている。

- (5) 届出書類の削減(従業員の労務管理に関する手続)【厚生労働省】
- 「労災保険の特別加入(海外派遣者)に係る申請、脱退申請及び変更届等」について、令和元年度末までに海外派遣に関する報告書を廃止する。
- (6)調査内容の共通化(統計調査以外の調査)【公正取引委員会、中小企業庁】 下請法に基づく調査について、公正取引委員会と中小企業庁で調査票が異なっていたものを今年度の書面調査では、簡素化を図りつつ、設問内容・選択肢ともに完全に共通化する。

#### 5. その他の取組

(1) 書類の削減(営業の許可・認可に係る手続) 【厚生労働省】

「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令」(平成30年厚生労働省令第80号、 平成30年10月1日施行)において、事業者が指定申請にあたり提出する文書のうち 「申請者又は開設者の定款、寄附行為等」、「事業所の管理者の経歴」、「役員の氏名、 生年月日及び住所」、「当該申請に係る事業に係る資産の状況」等を不要とする改正を 行った。

(2) 書類の削減(営業の許可・認可に係る手続) 【財務省】

酒類の製造・販売業の免許申請において、添付することとされている財務諸表(損益計算書及び貸借対照表)について、直近3年間の所得税又は法人税の確定申告を行

い、損益計算書及び貸借対照表を提出している場合は、添付を不要とした。今後、法 人の登記事項証明書・住民票の写しの添付省略の実施に向けて、関係省庁と検討を行 う。

(3) 書類の削減(営業の許可・認可に係る手続) 【国土交通省】

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律に基づく、住宅建設・販売瑕疵 担保保証金の供託等の届出において、添付することとされている保険契約締結証明書 を、令和元年度中に削減する方向で検討する。

(4) 書類の削減(営業の許可・認可に係る手続) 【経済産業省】

鉱業法に基づく鉱業権設定の許可申請において、添付することとされている役員履歴書について、代表取締役がその原本証明をした上で、原本の写しを提出すれば足りることとした。

- (5)押印の簡素化(営業の許可・認可に係る手続)【経済産業省】 中小企業等経営強化法について、書面申請の場合に「代表者印と自署」の選択制と した。
- (6)電子署名・電子証明書の省略(従業員の労務管理に関する手続)【厚生労働省】 平成29年11月に労働基準法施行規則を改正し、同年12月より、社会保険労務士 等が使用者の職務を代行する契約を締結していることを証する書面の添付等をもっ て、使用者の電子署名及び電子証明書の添付に代えることができることとした。